

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課
問合せ	障害者事業所支援係 TEL:03-3578-2671

NO	75
----	----

(単位：千円)

1 事業名	特定相談支援事業所等運営支援		要求区分	新規	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 20 関連計画 港区地域保健福祉計画	施策No. 3	施策名 特別な配慮の必要な子どもへの支援																																				
2 事業説明文	特定相談支援事業所の安定した運営を支援するため、家賃補助を実施します。また、相談支援体制強化のため、人件費や相談対応実績に応じた補助を実施します。																																											
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等	<p>特定相談支援事業所を支援するため補助を実施します。</p> <p>【実施手法】補助 【対象】区内特定相談支援事業所</p> <p>【補助内容】 ① 家賃補助 家賃（更新料、仲介手数料を除く。）の1/2を補助します。</p> <p>② 人件費補助 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算相当分の人件費を補助します。（計画相談支援及び障害児相談支援の報酬は福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算がなく、他サービスの報酬改善と合わせる） ・相談支援専門員（常勤） 1人16,000円/月 ・主任相談支援専門員（常勤） 1人17,600円/月 ・相談支援専門員（非常勤） 1人 8,000円/月</p> <p>③相談対応実績への加算 サービス等利用計画等の作成に至るまでに係る経費を補助します。 ・サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案作成1件当たり18,000円（地域生活支援拠点はプラス3,000円） ・サービス担当者支援会議1回当たり5,500円</p> <p>④ 開設準備経費の助成 ・補助率10/10 ・補助上限400,000円</p> <p>⑤ 住宅入居等支援事業補助 相談支援事業の一つである住宅入居等支援事業の実施を促進するため、相談者が民間アパート等の賃貸借契約まで結びついた場合に補助します。 ・相談1件当たり20,000円</p>				<p>4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）</p> <p>増加する障害者数に対して、区内の相談支援事業所や相談支援専門員の数は増加していないため、多くの障害者が相談支援を受けられず、約300名がセルフプランによって障害福祉サービスを利用しており、必ずしも適切なサービスが受けられていない課題があります。</p> <p>区内に14か所ある相談支援事業所は、障害者が障害福祉サービスを利用する際の最初の相談のステップとして、障害者の状況や支援の希望を聞き取り、障害者が抱える課題を解決できるよう、障害福祉サービスの利用につなげる重要な役割があります。しかし、相談内容が複雑化している状況に対して、国からの報酬は十分ではなく、事業者の相談受入れに制限をかけています。そのうえ、港区の家賃が高額であることから、令和元年度から令和5年度までに6社の撤退（同期間に新規参入した民間事業所は1社）している状況です。</p>																																							
	<p>■スケジュール 令和6年3月 要綱制定、事業周知 4月 事業開始 9月 前期分交付申請（開設準備経費は随時申請） 令和7年3月 後期分交付申請（開設準備経費は随時申請）</p>				<p>■関連法令・備考など 障害者総合支援法、児童福祉法</p>				<p>5 国・都・特別区等の具体的な取組状況</p> <p>品川区：相談支援専門員1名分の人件費補助を実施（月基準単価 383,800円） 中野区：障害児利用計画案1件につき20,000の補助を実施（上限 1事業所あたり年600万円）</p>																																			
	<p>6 事業実施により得られる効果・成果</p> <p>区独自の加算を行うことで、家賃助成等により安定的な事業運営を支援し、人件費の助成により事業所の労働環境の改善や人材確保などを促すとともに、開設準備経費の助成により新規開設を促進し、サービス提供の担い手である事業所・職員を確保することができ、利用者への質の高いサービス提供につながります。また、多くの障害者が相談支援を利用できることで、本人の希望に合った質の高いサービスを受けられます。</p>																																											
	<p>7 事務事業評価結果</p> <p>令和6年度新規事業</p>																																											
8 要求内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th colspan="2">(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①家賃助成 (@420,000円×5事業所×12月×1/2)</td> <td>12,600</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>②人件費補助 (16,000円×7人×12月) + (17,600円×2人×12月) + (8,000円×11人×12月)</td> <td>2,823</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>③実績加算 (障害者) (18,000円×実績) + (5,500円×実績)</td> <td>35,415</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>④開設準備経費 (400,000円×2事業所)</td> <td>800</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>⑤住宅入居等支援事業 (20,000円×18件)</td> <td>360</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>51,998</td> <td colspan="2">0</td> </tr> </tbody> </table>				項目	小計	(うち特財)		①家賃助成 (@420,000円×5事業所×12月×1/2)	12,600	0		②人件費補助 (16,000円×7人×12月) + (17,600円×2人×12月) + (8,000円×11人×12月)	2,823	0		③実績加算 (障害者) (18,000円×実績) + (5,500円×実績)	35,415	0		④開設準備経費 (400,000円×2事業所)	800	0		⑤住宅入居等支援事業 (20,000円×18件)	360	0		要求額	51,998	0		<p>9 調整内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th colspan="2">(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td colspan="2">0</td> </tr> </tbody> </table>				項目	小計	(うち特財)		調整額	0	0	
項目	小計	(うち特財)																																										
①家賃助成 (@420,000円×5事業所×12月×1/2)	12,600	0																																										
②人件費補助 (16,000円×7人×12月) + (17,600円×2人×12月) + (8,000円×11人×12月)	2,823	0																																										
③実績加算 (障害者) (18,000円×実績) + (5,500円×実績)	35,415	0																																										
④開設準備経費 (400,000円×2事業所)	800	0																																										
⑤住宅入居等支援事業 (20,000円×18件)	360	0																																										
要求額	51,998	0																																										
項目	小計	(うち特財)																																										
調整額	0	0																																										
10 調整の考え方	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> <td>51,998</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ~ 令和 年</td> <td>限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="2">特定相談支援事業所等に対する補助 51,998千円（うち特財0千円）/年</td> </tr> </table>				財源内訳	国庫支出金			都支出金			その他特財			一般財源	-	51,998	債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト		特定相談支援事業所等に対する補助 51,998千円（うち特財0千円）/年																				
財源内訳	国庫支出金																																											
	都支出金																																											
	その他特財																																											
	一般財源	-	51,998																																									
債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額																																									
事業実施に伴う将来コスト		特定相談支援事業所等に対する補助 51,998千円（うち特財0千円）/年																																										

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課
問合せ	障害者支援係 TEL:03-3578-2462

NO 76

(単位：千円)

1 事業名	障害者スポーツ・文化芸術活動支援事業		要求区分	新規	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 20	施策No. 1	施策名	障害者が安全に安心して暮らせる環境の整備																						
					関連計画	港区地域保健福祉計画		⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現																							
2 事業説明文	障害のある方にとってスポーツや文化芸術などの活動に取り組みやすい環境を整備するため、スポーツ補助員の派遣や、着物の着付け体験を実施します。																														
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																										
<p>障害のある方がスポーツに取り組みやすくなるよう、一緒にスポーツをするパラスポーツメイト（仲間）への謝礼の支払いや、体験したくても障害特性により行うことが難しい着物の着付けについて、体験会を実施します。</p> <p>①パラスポーツメイト 【実施手法】 スポーツをしたいと思っている障害のある方に、サポートをしながら一緒にポッチャやジョギングなどスポーツをするメイト（仲間）を紹介し、そのメイトに対して謝礼を支払います。 メイト：社協で実施している「パラスポーツメイト養成講座」受講者や、NPO法人日本ブラインドマラソン協会伴走者養成研修会受講者等 【対象】 スポーツをしたい障害のある方 【実施時期】 令和6年7月</p> <p>②着物の着付け体験会 【実施手法】 障害のある方でも着やすい着物を開発した事業所に委託して、成人式（ダブル、トリプル含む）のイベントとして、障害のある方に着付けの体験をしていただきます。また、会場の確保、カメラマンやヘアメイクの派遣は、港区プライダル協会と連携し行います。 【対象】 20歳、40歳、60歳の障害のある方（10名） 【実施時期】 令和7年1月（成人の日）</p>					<p>障害のある方は、スポーツをしたくても、支援者がいない状況ではスポーツに取り組むことがしづらい状況です。例えば、視覚障害の方がジョギングをする際には、伴走者が必要です。現状では、移動支援を利用してジョギングをしている方もいますが、移動支援の本来の利用の仕方ではないことや、一緒にジョギングできる移動支援の支援者も少ないため、スポーツと一緒にすることができるメイトが必要です。また、障害のある方は、障害のない方が普通に行えることも「自分には無理ではないか」と感じて、体験したくても一歩踏み出せないことがあります。障害のある方でも、スポーツ、文化芸術、音楽など余暇活動に取り組みやすい環境の整備が必要です。</p>																										
<p>■スケジュール 令和6年4月 ①事業周知 7月 ①事業開始 9月 ②事業周知・希望者募集 令和7年1月 ②事業実施</p>					<p>■関連法令・備考など 特になし</p>																										
5 国・都・特別区等の具体的な取組状況					<p>国・都：特になし 渋谷区：障害のある新成人が着物を着て撮影する「ハタチ記念撮影会」を実施しています。</p>																										
6 事業実施により得られる効果・成果					<p>・障害のある方と一緒にスポーツをするメイトを紹介することにより、障害者がよりスポーツをする機会が充実し、障害者の豊かな生活に寄与します。 ・本事業の実施により、障害のある方の余暇活動が行いやすい環境を支援することで、障害のある方が居宅介護などの障害福祉サービスを受けながら生活するだけでなく、自分の意思で余暇活動を選択し、社会参加ができる社会の実現に寄与します。</p>																										
7 事務事業評価結果					令和6年度新規事業																										
8 要求内容					9 調整内容																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①パラスポーツメイト謝礼（7,000円×200時間）</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>②着付け、会場、ヘアメイク、撮影等に係る経費</td> <td>700</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	（うち特財）	①パラスポーツメイト謝礼（7,000円×200時間）	1,400	1,400	②着付け、会場、ヘアメイク、撮影等に係る経費	700	700	要求額	2,100	2,100	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	（うち特財）	調整額	0	0				
項目	小計	（うち特財）																													
①パラスポーツメイト謝礼（7,000円×200時間）	1,400	1,400																													
②着付け、会場、ヘアメイク、撮影等に係る経費	700	700																													
要求額	2,100	2,100																													
項目	小計	（うち特財）																													
調整額	0	0																													
10 調整の考え方					<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td>障害者福祉推進基金</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ~ 令和 年</td> <td>限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="3">謝礼、委託料 2,100千円（うち特財2,100千円）/年</td> </tr> </table>					財源内訳	国庫支出金			都支出金			その他特財	障害者福祉推進基金	2,100	一般財源	-		債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト		謝礼、委託料 2,100千円（うち特財2,100千円）/年		
財源内訳	国庫支出金																														
	都支出金																														
	その他特財	障害者福祉推進基金	2,100																												
	一般財源	-																													
債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額																												
事業実施に伴う将来コスト		謝礼、委託料 2,100千円（うち特財2,100千円）/年																													

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部保健福祉課
問合せ	地域福祉支援係 TEL:03-3578-2381

NO	77
----	----

(単位：千円)

1 事業名	民生委員・児童委員活動推進		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 18	施策No. 2	施策名	安心して暮らし続けるための地域福祉の推進																																	
						関連計画	港区地域保健福祉計画																																			
2 事業説明文	民生委員・児童委員の個人情報の保護と活動支援のため、スマートフォンを貸与します。																																									
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																																					
<p><レベルアップ分> 現在、民生委員・児童委員活動においては、委員個人の携帯電話または固定電話の番号を使用していますが、委員の個人情報を保護するとともに、その活動を支援するため、スマートフォンを貸与します。</p> <p>【実施手法】 民生委員・児童委員にスマートフォンを貸与します。</p> <p>【対象】 民生委員・児童委員、支援部及び各地区事務局</p> <p>【実施時期】 令和6年6月</p> <p>【条件】 ・スマートフォン利用にあたっては、各地区会長等と意見交換を行い、運用ルールを定めます。 ・委員に異動があった場合は、原則として電話番号は変更します。</p> <p>■スケジュール 令和6年3月 運用ルール制定 4月 契約締結・要件定義・初期設定 6月 貸与開始</p>					<p><通常実施分（参考）> ・民生委員推薦会開催に伴う委員報酬等 ・民生委員・児童委員活動に要する交通費や協議会開催に伴う経費等</p> <p>【対象】 民生委員推薦会委員 民生委員・児童委員</p> <p>【実施時期】 通常</p>					<p>民生委員・児童委員は、3年ごとの一斉改選の都度、広報みなどに「氏名」「担当区域」に加え「個人の電話番号」を掲載しています。また、民生委員・児童委員として活動する際に、個人の自宅電話や携帯電話の番号を相手方に示すこともあり、個人情報の扱いに懸念を抱いている委員も少なくありません。今年開催された、区長と区政を語る会においても、参加した委員から、スマートフォンの導入を求める声が上がっています。</p>																																
					5 国・都・特別区等の具体的な取組状況																																					
					<p>都：本年、東京都では、都内全民生委員・児童委員にモバイルPCを配布・貸与し、民生委員・児童委員活動のDXを進めています。</p> <p>区：これまで実施なし 他区：昭島市において、令和5年1月に携帯電話の貸与を開始しています。</p>																																					
					6 事業実施により得られる効果・成果																																					
					<p>・民生委員・児童委員が安心して活動に取り組むことができます。</p> <p>・これまで、民生委員・児童委員の連絡先は、3年に1度、広報みなどに掲載するのみでしたが、区ホームページ等に掲載することが可能になることから、支援を求める区民と担当委員がつながりやすくなることが期待できます。</p> <p>・スマートフォンのアプリを使用することにより、区と委員、委員相互の連絡において、個人情報を開示することなく情報の共有が強化できます。また、スマートフォンのデータは5ギガまで使用することができるため、活動中の情報検索も、委員個人が通信費用を負担することなく行うことができ、活動の支援にもつながります。</p>																																					
					7 事務事業評価結果																																					
					継続																																					
8 要求内容					9 調整内容																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベルアップ分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スマートフォンの貸与（143台分）</td> <td>4,839</td> <td>433</td> </tr> <tr> <td> <内訳>初期費用</td> <td>867,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 月額費用</td> <td>3,937,210円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 番号変更費用</td> <td>33,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既存経費分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>民生委員活動費、連絡協議会開催経費ほか</td> <td>28,425</td> <td>17,424</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>33,264</td> <td>17,857</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	（うち特財）	レベルアップ分			スマートフォンの貸与（143台分）	4,839	433	<内訳>初期費用	867,900円		月額費用	3,937,210円		番号変更費用	33,000円		既存経費分			民生委員活動費、連絡協議会開催経費ほか	28,425	17,424	要求額	33,264	17,857	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	（うち特財）	調整額	0	0
項目	小計	（うち特財）																																								
レベルアップ分																																										
スマートフォンの貸与（143台分）	4,839	433																																								
<内訳>初期費用	867,900円																																									
月額費用	3,937,210円																																									
番号変更費用	33,000円																																									
既存経費分																																										
民生委員活動費、連絡協議会開催経費ほか	28,425	17,424																																								
要求額	33,264	17,857																																								
項目	小計	（うち特財）																																								
調整額	0	0																																								
10 調整の考え方					<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>地域福祉推進区市町総包括補助事業補助金(補助率1/2)</td> <td>17,857</td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> <td>15,407</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ~ 令和 年</td> <td>限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td>一斉改選年度（3年ごと・次回令和7年度） 通常年度</td> <td>4,857千円（うち特財433千円）/年 4,758千円（うち特財433千円）/年</td> </tr> </table>					財源内訳	国庫支出金			都支出金	地域福祉推進区市町総包括補助事業補助金(補助率1/2)	17,857	その他特財			一般財源	-	15,407	債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト		一斉改選年度（3年ごと・次回令和7年度） 通常年度	4,857千円（うち特財433千円）/年 4,758千円（うち特財433千円）/年												
財源内訳	国庫支出金																																									
	都支出金	地域福祉推進区市町総包括補助事業補助金(補助率1/2)	17,857																																							
	その他特財																																									
	一般財源	-	15,407																																							
債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額																																							
事業実施に伴う将来コスト		一斉改選年度（3年ごと・次回令和7年度） 通常年度	4,857千円（うち特財433千円）/年 4,758千円（うち特財433千円）/年																																							

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課
問合せ	高齢者福祉係 TEL:03-3578-2391

NO 78

(単位：千円)

1 事業名	高齢者保健福祉施策検討委員会運営		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 18 施策No. 2 施策名 安心して暮らし続けるための地域福祉活動の推進 関連計画 港区地域保健福祉計画																					
	⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現																										
2 事業説明文	港区の高齢者保健福祉施策の推進を図るため、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定（改定）及び進行管理、その他高齢者保健福祉施策の推進に必要な事項の検討等を行うため高齢者保健福祉施策検討委員会を設置します。																										
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等			4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																								
<p><レベルアップ分></p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの3年毎の計画改定時の時限的開催から、港区の高齢者保健福祉施策の推進を図るために、毎年開催し、意見聴取等を実施していく検討委員会とします。 <p>・主な議題 港区の高齢者保健福祉施策の推進について 港区高齢者保健福祉計画等の進捗状況について その他</p> <p>【実施手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年2回の会議の開催。 委員は、16名で構成。学識経験者、関係団体及び港区社会福祉協議会のほか、区民委員（公募）とする <p>【実施時期】</p> <p>令和6年4月1日</p>			<p><通常実施分（参考）></p> <p>計画改定に向け、要綱に従って、時限的に委員構成して、検討委員会を開催しています。</p> <p>学識経験者、民生委員・児童委員、介護及び医療関係者等の各分野の委員から意見等をお聞きして、施策に反映していくこととします。</p> <p>【実施手法】</p> <p><レベルアップ分>と同じ</p> <p>【実施時期】</p> <p>令和5年度 検討委員会（4回開催） ※平成29年度、令和2年度に4回ずつ開催</p>			<p>港区の人口推計では、人口全体の増加とともに、高齢者人口も増加していくため、ひとり暮らし等高齢者への対応を含め、多様化する高齢者ニーズへの対応が求められます。また、これまでの在宅支援サービスや見守りの充実のほか、認知症高齢者への対応を含めた相談体制の一層の充実も求められていきます。港区の高齢者保健福祉施策の推進のため、港区高齢者保健福祉計画及び港区介護保険事業計画を策定し、地域共生社会の実現に向けた介護サービスの基盤や在宅支援サービスの更なる充実を図るとともに、認知症の理解促進や早期発見、相談体制の充実につながる取組の推進に加え、地域包括ケアの推進によって、相談事業などのセーフティネットワークの構築を進めていきます。</p>																					
<p>■スケジュール</p> <p>令和6年7月 第1回港区高齢者保健福祉施策検討委員会 令和7年1月 第2回港区高齢者保健福祉施策検討委員会</p>			<p>■関連法令・備考など</p> <p>老人福祉法 介護保険法 港区高齢者保健福祉計画検討委員会設置要綱</p>			5 国・都・特別区等の具体的な取組状況																					
			<p>・国の「医療介護総合確保促進会議」で、令和5年3月に地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）を決定。令和5年6月に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立。令和4年12月に社会保障審議会介護保険部会では「介護保険制度の見直しに関する意見」を取りまとめ、令和5年7月には、介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組や同システムを支える介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進等を次期計画において充実するよう示しました。</p>																								
			6 事業実施により得られる効果・成果																								
			<p>・医療や介護等の各分野の委員の意見等を反映させ、高齢者施策を総合的かつ効果的に推進していきます。また、高齢者保健福祉施策の推進とともに港区高齢者保健福祉計画等を実行性のあるものとするため、PDCA（計画、実行、評価、見直し）に沿って、施策の進捗状況を定期的に点検・評価し、継続的に改善を図ります。</p>																								
			7 事務事業評価結果																								
			-																								
8 要求内容			9 調整内容																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベルアップ分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td>438</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>既存経費分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>438</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			項目	小計	(うち特財)	レベルアップ分			報償費	438	0	既存経費分			要求額	438	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				項目	小計	(うち特財)	調整額	0	0
項目	小計	(うち特財)																									
レベルアップ分																											
報償費	438	0																									
既存経費分																											
要求額	438	0																									
項目	小計	(うち特財)																									
調整額	0	0																									
10 調整の考え方			<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> <td>438</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ~ 令和 年 限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td>報償費 438千円（うち特財0千円）/年</td> </tr> </table>				財源内訳	国庫支出金		都支出金		その他特財		一般財源	-	438	債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年 限度額	事業実施に伴う将来コスト		報償費 438千円（うち特財0千円）/年					
財源内訳	国庫支出金																										
	都支出金																										
	その他特財																										
	一般財源	-	438																								
債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年 限度額																									
事業実施に伴う将来コスト		報償費 438千円（うち特財0千円）/年																									

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課
問合せ	高齢者相談支援係 03-3578-2410

NO 79

(単位：千円)

1 事業名	みんなとオレンジカフェ事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No.	19	施策No.	2	施策名	認知症と共生する地域づくり																											
	関連計画	港区地域保健福祉計画				⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現																																
2 事業説明文	認知症当事者の視点を重視した地域づくりを進めるため、認知症の当事者同士が交流する場（本人ミーティング）を開催します。																																					
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																																	
<p><レベルアップ分> 認知症当事者同士の交流を主としたグループ事業や、多世代交流や地域の繋がりを深めるための会を実施します。</p> <p>【実施手法】 みんなとオレンジカフェ事業の1つとして、事業者委託して実施【対象】 ・認知症当事者 ・65歳以上の区民や認知症の人を介護する家族</p> <p>【実施時期】 令和6年4月から、年間5回。</p> <p>【場所・回数】 5地区で年1回（年5回）</p>					<p><通常実施分（参考）> ①みんなとオレンジカフェ（認知症カフェ） 年60回。うち5回は土曜日実施。 ②ボランティア養成講座及びフォローアップ講座 ・養成講座年1回2日間コース ・フォローアップ講座年2回 ③音楽交流会 年3回（認知症カフェの中で実施） ④認知症予防講演会 年2回</p> <p>【実施手法】 事業者委託して実施</p> <p>【対象】 65歳以上の区民や認知症の人を介護する家族</p>					<p>認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するために、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月に成立しました。共生社会の実現に向けて本人の視点に立った地域づくりを推進するためには、認知症当事者の意向を尊重することが求められています。</p>																												
					5 国・都・特別区等の具体的な取組状況																																	
					区：23区中10区（千代田・文京・品川・目黒・渋谷・豊島・荒川・板橋・練馬・足立）で実施。																																	
					6 事業実施により得られる効果・成果																																	
					本事業の実施により、本人が集い、本人同士が主になって自らの体験や希望、必要としていることを語り合う本事業を実施することで、交流の場としてだけでなく、認知症施策や地域づくりに認知症当事者の視点や意見を反映させることができます。																																	
					7 事務事業評価結果																																	
					継続																																	
8 要求内容					9 調整内容																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベルアップ分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本人ミーティング事業実施経費</td> <td>484</td> <td>242</td> </tr> <tr> <td>既存経費分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>みんなとオレンジカフェ事業経費</td> <td>8,243</td> <td>4,121</td> </tr> <tr> <td>みんなとオレンジカフェチラシ作成</td> <td>150</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>8,877</td> <td>4,437</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	（うち特財）	レベルアップ分			本人ミーティング事業実施経費	484	242	既存経費分			みんなとオレンジカフェ事業経費	8,243	4,121	みんなとオレンジカフェチラシ作成	150	74	要求額	8,877	4,437	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>							項目	小計	（うち特財）	調整額	0	0
項目	小計	（うち特財）																																				
レベルアップ分																																						
本人ミーティング事業実施経費	484	242																																				
既存経費分																																						
みんなとオレンジカフェ事業経費	8,243	4,121																																				
みんなとオレンジカフェチラシ作成	150	74																																				
要求額	8,877	4,437																																				
項目	小計	（うち特財）																																				
調整額	0	0																																				
10 調整の考え方					<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>高齢社会対策区市町村包括補助金（上限10,000千円、補助率1/2）</td> <td>4,437</td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> <td>4,440</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ~ 令和 年</td> <td>限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="2">本人ミーティング事業実施経費 484千円（うち特財242千円）／年</td> </tr> </table>							財源内訳	国庫支出金			都支出金	高齢社会対策区市町村包括補助金（上限10,000千円、補助率1/2）	4,437	その他特財			一般財源	-	4,440	債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト		本人ミーティング事業実施経費 484千円（うち特財242千円）／年							
財源内訳	国庫支出金																																					
	都支出金	高齢社会対策区市町村包括補助金（上限10,000千円、補助率1/2）	4,437																																			
	その他特財																																					
	一般財源	-	4,440																																			
債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額																																			
事業実施に伴う将来コスト		本人ミーティング事業実施経費 484千円（うち特財242千円）／年																																				

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課
問合せ	在宅支援係 TEL:03-3578-2400

NO 80

(単位：千円)

1 事業名	高齢者民間賃貸住宅入居支援事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 19	施策No. 3	施策名 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実	
					関連計画 港区地域保健福祉計画	⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現			
2 事業説明文	家主の不安を解消し高齢者が住宅を借りやすくするため、孤立死等に係る家主の損害を補償する保険に区が加入します。								
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等	<p><レベルアップ分> 賃貸住宅内で契約した高齢者が死亡した場合、下記の範囲で発生した損害を家主に補償します。 ①家賃損失による損害(月額家賃×50%(1か月あたり10万円上限)) ②家賃減少損失による損害(月額家賃-値引後家賃)×50%(1か月あたり10万円上限) ③原状回復費用(1事故100万) ④事故対応費用(1事故10万) 【実施手法】 家主が被った①~④に関する損害を補償する保険に、区が保険契約者となって加入します。 【対象】 港区内で65歳以上のひとり暮らし高齢者又は65歳以上の者を含む60歳以上の者で構成する世帯と契約をしている民間賃貸住宅(家賃上限20万円)の家主 【実施時期】 令和6年4月1日から</p> <p>■スケジュール 令和6年4月 保険申込受付開始</p>				<p><通常実施分(参考)> 住み替えが必要で新たな住まいに困窮している高齢者世帯に対し、①民間賃貸住宅の紹介、②入居費用の一部助成、③債務保証会社の紹介、④初回保証委託料の一部助成を行います。 【実施手法】 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第六ブロック及び公益社団法人全日本不動産協会東京都本部港支部の協力を得て、民間賃貸住宅を紹介し、また、区と協定を締結している債務保証会社を紹介し、 【対象】 区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の者を含む60歳以上の者で構成する世帯(その他所得等の要件あり)</p> <p>■関連法令・備考など 特になし</p>				
4 経緯、背景、現状課題等(根拠データや区民ニーズも含めながら)	<p>本事業では、家主の条件と高齢者の希望が合わず成約件数が少ない現状の他、高齢者の入居に家主が不安を抱くなどの課題があります。 高齢者が住宅内で孤立死となった場合に、家主の負担(特殊清掃、リフォーム、賃料の下落など)が発生する可能性があり、家主が高齢者に住宅を貸すことを敬遠する場合があることから、家主のリスクを軽減し、高齢者が安定的に住宅を確保できる体制整備が必要です。</p>								
5 国・都・特別区等の具体的な取組状況	新宿区：孤独死対応保険料の一部を助成(上限6,000円)								
6 事業実施により得られる効果・成果	損害賠償保険を設定することで、家主の不安が解消され、高齢者の良好な居住環境の確保が進みます。								
7 事務事業評価結果	レベルアップ：家主の損害を補償する保険に区が加入することについて、孤立死などが発生した際の家主の負担軽減につながり、高齢者の賃貸借契約の促進が期待できるため。								
8 要求内容	項目		小計	(うち特財)	9 調整内容				
		項目	小計	(うち特財)			項目	小計	(うち特財)
レベルアップ分		家主向け孤立死損害保険料 保険料 (@5,760円×250件=1,440,000円)	1,440	1,440					
		保険周知用チラシ (@34円×2,500枚×1.1=93,500円)	94	0					
既存経費分		印刷製本費	102	0					
		入居費用・債務保証料助成	1,340	0					
		宅建・全日本不動産協会事務費	200	0					
		要求額	3,176	1,440			調整額	0	0
10 調整の考え方	財源内訳								
		国庫支出金							
		都支出金							
		その他特財	港区高齢者安心定住基金						1,440
		一般財源							1,736
		債務負担行為	令和 年 ~ 令和 年				限度額		
		事業実施に伴う将来コスト	家主向け孤立死損害保険料 経費 1,440千円/年						

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課
問合せ	在宅支援係 TEL:03-3578-2400

NO	81
----	----

(単位：千円)

1 事業名	ねたきり高齢者寝具乾燥消毒		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 19	施策No. 3	施策名	日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実				
	在宅で生活するねたきりの高齢者の臥床環境を改善するため、利用者からのニーズが高い水洗い消毒を年1回から、衣替えの時期である春季及び秋季の年2回に増やします。					関連計画	港区地域保健福祉計画		⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現				
2 事業説明文													
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等	<p><レベルアップ分> 水洗い消毒を年1回から、衣替えの時期である春季及び秋季の年2回に増やします。 【実施手法】委託事業者が利用者宅に訪問し寝具を回収し、工場で乾燥消毒を実施。 【対象】①区内に住所を有する65歳以上で、要介護3以上の人 ②身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、寝具の乾燥が困難と認められる人 【実施時期】水洗いは春季及び秋季 【回数】年12回（うち2回は水洗い）</p> <p><通常実施分（参考）> 在宅で生活するねたきりの高齢者及び寝具の乾燥が困難と認められる障害者（児）が使用している寝具を乾燥等消毒し、臥床環境を改善することにより、福祉の増進を図ります。 【実施手法】委託事業者が利用者宅から寝具を回収し、工場で乾燥消毒を実施。 【対象】①区内に住所を有する65歳以上で、要介護3以上の人 ②身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、寝具の乾燥が困難と認められる人 【実施時期】年12回（うち1回は水洗い）</p> <p>■スケジュール 令和6年4月 水洗い消毒を年2回に変更し事業開始</p> <p>■関連法令・備考など 港区寝具乾燥等消毒事業実施要綱</p>												
4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）	<p>本事業では、寝具の乾燥消毒を年11回、水洗い消毒を年1回実施しています。水洗い消毒は毎月の乾燥消毒に比べ利用者からのニーズが高く、乾燥消毒の実施月より利用者数が多い傾向にあります。しかし、実施月が年1回のみであることから、利用者のご家族から実施に関する意見・要望が寄せられています。</p>												
5 国・都・特別区等の具体的な取組状況	<p>・23区中20区が事業を実施 ・20区中13区が乾燥以外の特殊消毒（水洗い消毒や丸洗い衛生、薬品消毒等）を年2回以上実施</p>												
6 事業実施により得られる効果・成果	<p>水洗い消毒を年2回に増やし、衣替えの時期に実施することで、利用者の要望に応えることができます。</p>												
7 事務事業評価結果	<p>継続</p>												
8 要求内容	項目		小計	(うち特財)	9 調整内容								
レベルアップ分					項目								
寝具水洗い消毒実施経費（年2回実施分1,892,600円－年1回実施分1,727,400円）					166	0	小計						
既存経費分					項目								
寝具乾燥消毒実施経費					1,727	0	小計						
要求額					1,893	0	調整額						
					0								
10 調整の考え方					財源内訳								
					国庫支出金								
					都支出金								
					その他特財								
					一般財源								
					-								
					1,893								
					債務負担行為								
					令和 年 ~ 令和 年								
					限度額								
					事業実施に伴う将来コスト								
					寝具水洗い消毒実施経費 166千円/年								

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課
問合せ	在宅支援係 TEL:03-3578-2400

NO	82
----	----

(単位：千円)

1 事業名	ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 19	施策No. 4	施策名	誰もが安心して暮らせる地域づくり																											
					関連計画	港区地域保健福祉計画	⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現																													
2 事業説明文	複合化した課題を抱える世帯の把握と必要な支援につなぐため、ふれあい相談員の訪問対象を拡大します。																																			
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																															
<p><レベルアップ分> 新たに、介護保険や高齢者サービスの利用がない80歳以上の高齢者を含む世帯を訪問対象とすることで、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど複合的な課題を抱える高齢者を含む世帯の把握に努め、各関係機関と連携し、適切な支援につなげます。 ふれあい相談員にタブレットを配備し、スマートフォン等を持たない高齢者を訪問した際に、必要な情報提供や支援先の案内等を行います。 【実施手法】 アウトリーチの手法により高齢者の居宅を積極的に訪問し、生活実態の把握や情報収集を行い、必要なサービスや支援につなげます。 【訪問対象】 介護保険や高齢者サービスの利用がない80歳以上高齢者を含む世帯 【実施時期】 令和6年4月1日</p>					<p><通常実施分（参考）> 総合支所の所管区域ごとにひとり暮らし高齢者等の見守りと支援を行うふれあい相談員を配置し、積極的に地域に向き、高齢者の困り事等を受けるとともに、民生委員・児童委員、町会・自治会、総合支所や高齢者相談センターと連携し、高齢者の生活実態に即した支援につなげます。 【実施手法】 <レベルアップ分>と同じ 【訪問対象】 ・介護保険や区の高齢者サービスの利用がない70歳以上のひとり暮らし高齢者又は75歳以上の高齢者のみの世帯 ・地域等から相談があった65歳以上の高齢者 【実施時期】 平成23年6月1日から2地区のみで実施 平成24年4月1日から全地区で実施</p>					<p>高齢者人口の増加に伴い、ふれあい相談員の訪問対象世帯数は今後も増加する見込みです。一方、ふれあい相談員が支援するケースは、コロナ禍で外出機会が減り身体機能の低下や社会からの孤立が心配されるケースや、職を失い経済的に困窮するケース、ひとり暮らしで認知症となり支援が必要なケースなど多岐にわたっており、高齢者の生活に寄り添った支援の充実が求められています。 また、高齢、障害、子ども、生活困窮など、複合的な課題を抱える世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる体制整備が必要です。 75歳未満の家族と住む80歳以上の高齢者数約4,000人</p>																										
<p>■スケジュール 令和6年4月 ふれあい相談員の訪問対象を拡大</p>					<p>■関連法令・備考など 港区ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業実施要綱</p>					5 国・都・特別区等の具体的な取組状況																										
					23区中12区で類似の事業を実施しています。																															
					6 事業実施により得られる効果・成果																															
					これまで訪問対象としていない高齢者以外の世代と同居する高齢者を訪問対象に加えることで、障害、子ども、生活困窮など分野を超えて支援が必要な困難なケースを早期に把握し、福祉総合窓口や各分野の相談窓口につなぐための体制を整えます。 ふれあい相談員全員にタブレットを配備することにより、スマートフォン等を持たない高齢者に対して、訪問時にその場で高齢者が必要とする情報を検索、提供、説明するとともに、電子申請を支援するなど、デジタルデバйдの解消が進みます。																															
					7 事務事業評価結果																															
					継続																															
8 要求内容					9 調整内容																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>うち特財</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベルアップ分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業実施経費（訪問対象世帯拡大分）</td> <td>32,614</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>既存経費分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふれあい相談員リーフレット等印刷</td> <td>233</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業実施経費</td> <td>75,550</td> <td>32,750</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>108,397</td> <td>32,750</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	うち特財	レベルアップ分			ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業実施経費（訪問対象世帯拡大分）	32,614	0	既存経費分			ふれあい相談員リーフレット等印刷	233	0	ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業実施経費	75,550	32,750	要求額	108,397	32,750	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>うち特財</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	うち特財	調整額	0	0
項目	小計	うち特財																																		
レベルアップ分																																				
ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業実施経費（訪問対象世帯拡大分）	32,614	0																																		
既存経費分																																				
ふれあい相談員リーフレット等印刷	233	0																																		
ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業実施経費	75,550	32,750																																		
要求額	108,397	32,750																																		
項目	小計	うち特財																																		
調整額	0	0																																		
10 調整の考え方					<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>高齢社会対策区市町村包括補助金（上限10,100千円×5地区、補助率1/2） 医療保険政策区市町村包括補助金（上限15,000千円、補助率1/2）</td> <td>32,750</td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> <td>75,647</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ～ 令和 年</td> <td>限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="3">ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業実施経費（訪問対象世帯拡大分） 約35,000千円（うち特財0千円）/年</td> </tr> </table>					財源内訳	国庫支出金			都支出金	高齢社会対策区市町村包括補助金（上限10,100千円×5地区、補助率1/2） 医療保険政策区市町村包括補助金（上限15,000千円、補助率1/2）	32,750	その他特財			一般財源	-	75,647	債務負担行為		令和 年 ～ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト		ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業実施経費（訪問対象世帯拡大分） 約35,000千円（うち特財0千円）/年							
財源内訳	国庫支出金																																			
	都支出金	高齢社会対策区市町村包括補助金（上限10,100千円×5地区、補助率1/2） 医療保険政策区市町村包括補助金（上限15,000千円、補助率1/2）	32,750																																	
	その他特財																																			
	一般財源	-	75,647																																	
債務負担行為		令和 年 ～ 令和 年	限度額																																	
事業実施に伴う将来コスト		ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業実施経費（訪問対象世帯拡大分） 約35,000千円（うち特財0千円）/年																																		

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課
問合せ	在宅支援係 TEL:03-3578-2400

NO 83

(単位：千円)

1 事業名	高齢者熱中症対策事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No.	19	施策No.	3	施策名	日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実																													
	関連計画	港区地域保健福祉計画				⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現																																		
2 事業説明文	熱中症で重症化するリスクの高い高齢者が安心して在宅生活を送れるようにするため、エアコン購入費給付事業における給付限度額を拡充します。																																							
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																																			
<p><レベルアップ分> エアコン購入費給付事業における給付限度額を65,000円から77,000円に増額します。 【実施手法】 ・エアコン購入及び設置にかかった費用を助成します。 ・申請時、高齢者相談センター職員が訪問し、熱中症予防も含めた高齢者の総合的な生活支援を行います。 【対象】 区内在住で自宅にエアコンがない、又は故障により使用できるエアコンがない世帯で、①②両方に該当する世帯。①65歳以上の高齢者世帯（高齢者と障害者のみの世帯を含む）②世帯員全員が住民税非課税 【実施時期】 令和6年4月1日から 【回数】 助成は1世帯1回限り 【補助率・上限】 補助率10/10 上限65,000→77,000円</p> <p>■スケジュール 令和6年4月 事業実施（助成額増）</p>					<p><通常実施分（参考）> ・夏季における高齢者の熱中症対策を支援するため、経済的な理由により自宅にエアコンがない高齢者世帯に対し、エアコン購入及び設置に要する費用を助成します。 【実施手法】 <レベルアップ分>と同じ 【対象】 <レベルアップ分>と同じ 【実施時期】 令和3年1月15日から</p> <p>■関連法令・備考など 港区高齢者エアコン購入費給付事業実施要綱</p>					<p>本事業の開始により、経済的な理由で自宅にエアコンがなかった世帯に対し、エアコン設置が進みました。引き続き、民生委員・児童委員や高齢者相談センター職員、ふれあい相談員が夏季の熱中症対策として、対象世帯に対しエアコン設置を勧奨しています。 給付限度額は、制度開始当初、エアコン本体費用に設置工事費を見込み適切な額として決定しましたが、制度開始から2年が経過し、物価上昇等を考慮すると見直しが必要です。</p> <p>5 国・都・特別区等の具体的な取組状況</p> <p>国 「熱中症対策実行計画」を令和5年5月30日閣議決定。計画目標：2030年までに熱中症による死亡者数を現状から半減。特別区 3区でエアコン購入費を助成する事業を実施（練馬区、足立区、江戸川区）</p> <p>6 事業実施により得られる効果・成果</p> <p>給付限度額を引き上げるにより、経済的な理由でエアコン購入が困難な世帯へのエアコンの設置を促進し、高齢者が安心して在宅生活を送ることができる環境が整います。</p> <p>7 事務事業評価結果</p> <p>レベルアップ：給付限度額を増額することについて、物価高騰を踏まえ、給付額を引き上げることは妥当であり、高齢者の安心した在宅生活につながるため。</p>																														
8 要求内容					9 調整内容																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベルアップ分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エアコン購入費給付費（@77,000円-65000円×72件=864,000円）</td> <td>864</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>既存経費分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>制度周知用チラシ、熱中症予防リーフレット等印刷経費</td> <td>1,061</td> <td>416</td> </tr> <tr> <td>エアコン購入費給付費（@65000円×72件=4,680,000円）</td> <td>4,680</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>6,605</td> <td>416</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	（うち特財）	レベルアップ分			エアコン購入費給付費（@77,000円-65000円×72件=864,000円）	864	0	既存経費分			制度周知用チラシ、熱中症予防リーフレット等印刷経費	1,061	416	エアコン購入費給付費（@65000円×72件=4,680,000円）	4,680	0	要求額	6,605	416	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>									項目	小計	（うち特財）	調整額	0	0
項目	小計	（うち特財）																																						
レベルアップ分																																								
エアコン購入費給付費（@77,000円-65000円×72件=864,000円）	864	0																																						
既存経費分																																								
制度周知用チラシ、熱中症予防リーフレット等印刷経費	1,061	416																																						
エアコン購入費給付費（@65000円×72件=4,680,000円）	4,680	0																																						
要求額	6,605	416																																						
項目	小計	（うち特財）																																						
調整額	0	0																																						
10 調整の考え方					<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>医療保険政策区市町村包括補助事業補助金(補助率1/2)</td> <td>416</td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> <td>6,189</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ~ 令和 年</td> <td>限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="2">エアコン購入費給付費経費 864千円/年</td> </tr> </table>									財源内訳	国庫支出金			都支出金	医療保険政策区市町村包括補助事業補助金(補助率1/2)	416	その他特財			一般財源	-	6,189	債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト		エアコン購入費給付費経費 864千円/年							
財源内訳	国庫支出金																																							
	都支出金	医療保険政策区市町村包括補助事業補助金(補助率1/2)	416																																					
	その他特財																																							
	一般財源	-	6,189																																					
債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額																																					
事業実施に伴う将来コスト		エアコン購入費給付費経費 864千円/年																																						

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課
問合せ	高齢者相談支援係 TEL:03-3578-2407、2411

NO	84
----	----

(単位：千円)

1 事業名	高齢者虐待防止・養護者支援事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No.	19	施策No.	4	施策名	誰もが安心して暮らせる地域づくり																												
	関連計画	港区地域保健福祉計画				⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現																																	
2 事業説明文	関係法令に基づく適切かつ迅速な高齢者虐待対応を行うため、弁護士による継続的な検証体制を強化します。																																						
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																																		
<p><レベルアップ分> 高齢者虐待対応等弁護士相談事業 (事業内容) ①高齢者虐待対応定期業務 高齢者虐待対応等の事案について、毎月1回定例会議を開催し、弁護士が法的な知見から支所・高齢者相談センター・高齢者支援課職員に助言を行います。 ②高齢者虐待対応随時業務 高齢者虐待対応に関するメール及び電話での助言、書面（広聴の回答文等）の法的検証のほか、高齢者虐待対応支援会議等へ出席し、弁護士が虐待ケースの法的検証と助言を行います。 【実施手法】弁護士に委託（豊富な知識と専門性を持つ弁護士個人に依頼する） 【場所・回数】①年間12回24件 ②30時間 【補助率・上限】補助率1/2（高齢社会対策区市町村包括補助金） 上限額6,000千円</p>					<p><通常実施分（参考）> (事業内容) ①高齢者虐待支援会議の開催（随時開催） ②高齢者虐待に係る啓発チラシの作成 ③高齢者支援者向け研修(年5回) ④高齢者介護家族サポーター養成（1コース3日間） (高齢者介護家族サポーター：家族の立場に寄り添い、家族の視点で支えるサポーター)</p>					<p>区内における高齢者虐待事例の対応実績は増加傾向にあり、対応内容が複雑化している。特に法的な知見を要する困難事例の割合が多くなってきており、対応する職員の負担感は強まっている。高齢者虐待や権利擁護に精通する弁護士から法的助言を得て、高齢者虐待への対応を進めていく必要がある。 現在は区や高齢者相談センターに弁護士相談の予算を計上しており、弁護士に高齢者虐待対応支援会議の場で助言をいただいているが、虐待ケースは迅速な対応を求められるケースが多いため、メールや電話で弁護士相談ができるような仕組みづくりが必要である。 弁護士相談が必要となった案件数：（令和2年度）3件 （令和3年度）12件 （令和4年度）17件 虐待通報受理件数：（令和2年度）68件 （令和3年度）89件 （令和4年度）101件</p>																													
<p>■スケジュール 令和6年4月より通年実施 ①高齢者虐待対応定期業務 毎月1回 ②高齢者虐待対応随時業務 年間30件を想定 (メール及び電話相談、文書等の法的検証、虐待対応支援会議等出席を必要時に随時行う。)</p>					<p>■関連法令・備考など ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 ・港区高齢者虐待防止対策推進要綱</p>					5 国・都・特別区等の具体的な取組状況																													
					<p>都：高齢者虐待防止・養護者支援事業に係る事業費に対し、1/2補助を実施（高齢社会対策区市町村包括補助金） 区：高齢者虐待に係る弁護士等による専門家相談を15区で実施（千代田、文京、台東、江東、目黒、大田、渋谷、中野、杉並、豊島、北、荒川、板橋、足立、江戸川）</p>																																		
					6 事業実施により得られる効果・成果																																		
					<p>弁護士相談等を拡充することで、増加する高齢者虐待に対し、円滑な対応を行うことができ、虐待対応職員の負担軽減が図られるとともに、虐待を受けている本人の迅速かつ適切な保護と適切な養護者への支援をより効果的に行うことが可能となります。</p>																																		
					7 事務事業評価結果																																		
					<p>レベルアップ:職員向けの弁護士相談等を実施することについて、高齢者虐待事例の増加・複雑化を踏まえ、職員がすぐに相談可能となり、対象者に対するより迅速かつ効果的な支援が期待できるため。</p>																																		
8 要求内容					9 調整内容																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベルアップ分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢者虐待対応等弁護士相談事業実施経費</td> <td>1,452</td> <td>726</td> </tr> <tr> <td>既存経費分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高齢者虐待防止パンフレット作成</td> <td>99</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>高齢者支援者向け研修事業実施経費</td> <td>430</td> <td>215</td> </tr> <tr> <td>高齢者介護家族サポーター養成事業実施経費</td> <td>500</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>2,481</td> <td>1,240</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	(うち特財)	レベルアップ分			高齢者虐待対応等弁護士相談事業実施経費	1,452	726	既存経費分			高齢者虐待防止パンフレット作成	99	49	高齢者支援者向け研修事業実施経費	430	215	高齢者介護家族サポーター養成事業実施経費	500	250	要求額	2,481	1,240	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	(うち特財)	調整額	0	0
項目	小計	(うち特財)																																					
レベルアップ分																																							
高齢者虐待対応等弁護士相談事業実施経費	1,452	726																																					
既存経費分																																							
高齢者虐待防止パンフレット作成	99	49																																					
高齢者支援者向け研修事業実施経費	430	215																																					
高齢者介護家族サポーター養成事業実施経費	500	250																																					
要求額	2,481	1,240																																					
項目	小計	(うち特財)																																					
調整額	0	0																																					
10 調整の考え方					<table border="1"> <thead> <tr> <th>財源内訳</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>高齢社会対策区市町村包括補助金(補助率1/2)</td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>1,241</td> </tr> </tbody> </table>							財源内訳	金額	国庫支出金		都支出金	高齢社会対策区市町村包括補助金(補助率1/2)	その他特財		一般財源	-	限度額	1,241																
財源内訳	金額																																						
国庫支出金																																							
都支出金	高齢社会対策区市町村包括補助金(補助率1/2)																																						
その他特財																																							
一般財源	-																																						
限度額	1,241																																						
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>債務負担行為</th> <th>令和 年 ~ 令和 年</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業実施に伴う将来コスト</td> <td>令和 年 ~ 令和 年</td> <td>高齢者虐待対応等弁護士相談事業実施経費 1,452千円（うち特財726千円）/年</td> </tr> </tbody> </table>							債務負担行為	令和 年 ~ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト	令和 年 ~ 令和 年	高齢者虐待対応等弁護士相談事業実施経費 1,452千円（うち特財726千円）/年																						
債務負担行為	令和 年 ~ 令和 年	限度額																																					
事業実施に伴う将来コスト	令和 年 ~ 令和 年	高齢者虐待対応等弁護士相談事業実施経費 1,452千円（うち特財726千円）/年																																					

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課
問合せ	高齢者施設係 TEL:03-3578-2420

NO 85

(単位:千円)

1 事業名	社会福祉法人等運営助成		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 19 関連計画 港区地域保健福祉計画	施策No. 3	施策名 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実																																																				
2 事業説明文	区内介護事業運営事業者に対し、介護人材確保や利用者へのサービス向上をさらに支援するため、補助項目の追加及び拡充を図ります。																																																											
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等	<p><レベルアップ分> 補助項目の追加及び拡充</p> <p>【実施手法】事業者への補助金交付 【対象】区内の特別養護老人ホーム等を運営する法人 【実施時期】令和6年4月1日</p> <p>①職員の住宅を確保するための経費【拡充】 【補助率・上限】 家賃月額1/2相当額及び30,000円のいずれか少ない額 →家賃月額及び82,000円のいずれか少ない方の額に8分の7を乗じた額</p> <p>②医療的ケアを実施するための体制整備に要する経費【拡充】 【補助率・上限】 ・看護師1人当たり、年額人件費の2分の1に相当する額と350万円のいずれか少ない額（上限：2人以上の看護師の確保に要する経費の合計額と700万円のいずれか少ない額） →看護師1人当たり年額人件費に相当する額と500万円のいずれか少ない額（上限：3人以上の看護師の確保に要する経費の合計額と1,500万円のいずれか少ない額）</p> <p>③夜勤対応看護師の配置に要する経費【新規追加】 【補助率・上限】 医療行為が必要な方を受け入れるため、通年において看護師を夜勤として配置する場合の人員費（上限：年1,000万円）</p> <p>■スケジュール 令和6年2月 要綱改正 事業者へ周知 4月 事業実施</p>				<p>④食事の提供に要する経費【拡充】 【補助率・上限】 1人当たりの食事提供にかかる経費から500円を控除した額と418円のいずれか少ない額×年間実食数 →1人当たりの食事提供にかかる経費から500円を控除した額と600円のいずれか少ない額×年間実食数</p> <p>⑤介護補助員の配置に要する経費【新規】 【補助率・上限】 専門の資格をもたず周辺業務を担う介護補助員の配置に要する人員費 10/10（上限：年350万円）</p> <p><通常実施分（参考）> 区内で介護事業を運営する事業者に対し、事業の運営に要する経費の一部を補助することにより、高齢者の介護保険サービスの利用を促進し、もって高齢者の福祉の向上を図ります。</p> <p>【実施手法】 <レベルアップ分>と同じ 【対象】 <レベルアップ分>と同じ 【実施時期】 平成26年4月1日から</p> <p>■関連法令・備考など 港区介護事業運営費補助金交付要綱</p>																																																							
4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）	<p>○各施設において介護人材の確保が急務となっています。 ○施設から徒歩圏内に住宅を確保できるよう補助制度見直しの必要が生じています。また、福祉避難所などにおける施設に従事する職員を確保する必要があります。 ○医療的ケアを必要とする施設への入所希望にこたえるため、これまで以上に施設における看護師を確保する必要が高まっていますが、事業者にとって人材の確保に要する経費が大きな負担となっています。 ○施設で提供する食事について、昨今の原材料費の高騰を受け、利用者の負担を抑えたまま食事の質・量を維持することが困難な状況となっています。 ○介護業務において、利用者入浴時や歩行時での利用者身体への支え、シーツ交換など、介護を補助する職員がいることで、介護職員がきめ細かな介護に注力できます。</p>																																																											
5 国・都・特別区等の具体的な取組状況	<p>職員の住宅を確保する経費については、東京都において、助成対象経費と一戸当たり82,000円/月を比較して、少ない方の額に7/8を乗じた額の補助を実施しています。</p>																																																											
6 事業実施により得られる効果・成果	<p>補助金額の増、要件緩和及び補助項目の追加を実施し、介護事業者を支援することにより、介護人材の確保に繋がり、利用者の安全やサービス向上に繋がります。</p>																																																											
7 事務事業評価結果	<p>レベルアップ：事業者に対する補助の追加及び拡充を図ることについて、介護事業者の支援を強化することで介護人材の確保や利用者の安全、サービスの向上が期待できるため。</p>																																																											
8 要求内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th colspan="2">（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">レベルアップ分</td> </tr> <tr> <td>①住宅確保 82,000円×7/8×12事業所×5戸×12月=51,660,000円 (令和5年度予算) 2,460,000円 51,660,000円-2,460,000円=49,200,000円</td> <td>49,200</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>②体制整備 15,000,000円×9施設=135,000,000円 (令和5年度予算) 50,995,000円 135,000,000円-50,995,000円=84,005,000円</td> <td>84,005</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>③看護師の夜勤配置 10,000,000円×9施設=90,000,000円</td> <td>90,000</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>④食事の提供に要する経費 20,483,459円×一式=20,483,459円 (令和5年度予算) 15,857,000円 20,483,459円-15,857,000円=4,626,459円</td> <td>4,627</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>⑤介護補助員に要する経費 7,000,000円×9施設=63,000,000円（新規）</td> <td>63,000</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td colspan="4">既存経費分</td> </tr> <tr> <td>補助金（令和5年度当初予算額）</td> <td>69,312</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>360,144</td> <td colspan="2">0</td> </tr> </tbody> </table>				項目	小計	（うち特財）		レベルアップ分				①住宅確保 82,000円×7/8×12事業所×5戸×12月=51,660,000円 (令和5年度予算) 2,460,000円 51,660,000円-2,460,000円=49,200,000円	49,200	0		②体制整備 15,000,000円×9施設=135,000,000円 (令和5年度予算) 50,995,000円 135,000,000円-50,995,000円=84,005,000円	84,005	0		③看護師の夜勤配置 10,000,000円×9施設=90,000,000円	90,000	0		④食事の提供に要する経費 20,483,459円×一式=20,483,459円 (令和5年度予算) 15,857,000円 20,483,459円-15,857,000円=4,626,459円	4,627	0		⑤介護補助員に要する経費 7,000,000円×9施設=63,000,000円（新規）	63,000	0		既存経費分				補助金（令和5年度当初予算額）	69,312	0		要求額	360,144	0		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th colspan="2">（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">調整内容</td> </tr> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td colspan="2">0</td> </tr> </tbody> </table>				項目	小計	（うち特財）		調整内容				調整額	0	0	
項目	小計	（うち特財）																																																										
レベルアップ分																																																												
①住宅確保 82,000円×7/8×12事業所×5戸×12月=51,660,000円 (令和5年度予算) 2,460,000円 51,660,000円-2,460,000円=49,200,000円	49,200	0																																																										
②体制整備 15,000,000円×9施設=135,000,000円 (令和5年度予算) 50,995,000円 135,000,000円-50,995,000円=84,005,000円	84,005	0																																																										
③看護師の夜勤配置 10,000,000円×9施設=90,000,000円	90,000	0																																																										
④食事の提供に要する経費 20,483,459円×一式=20,483,459円 (令和5年度予算) 15,857,000円 20,483,459円-15,857,000円=4,626,459円	4,627	0																																																										
⑤介護補助員に要する経費 7,000,000円×9施設=63,000,000円（新規）	63,000	0																																																										
既存経費分																																																												
補助金（令和5年度当初予算額）	69,312	0																																																										
要求額	360,144	0																																																										
項目	小計	（うち特財）																																																										
調整内容																																																												
調整額	0	0																																																										
10 調整の考え方	財源内訳		債務負担行為		事業実施に伴う将来コスト																																																							
	国庫支出金		令和	年	～	令和	年	限度額																																																				
	都支出金																																																											
	その他特財																																																											
	一般財源	-					360,144																																																					

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課
問合せ	在宅支援係 TEL:03-3578-2400

NO	86
----	----

(単位：千円)

1 事業名	高齢者救急通報システム		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 19	施策No. 3	施策名	日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実																																			
						関連計画	港区地域保健福祉計画																																					
2 事業説明文	救急通報システムによる高齢者の見守り体制の更なる推進のため、利用者負担額を全員無料にします。																																											
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																																							
<p><レベルアップ分> 住民税課税者の利用者負担額を月額400円から無料にします。 (生活保護受給者及び住民税非課税者は引き続き無料) 【実施手法】 遠隔救急ペンダント、コントローラー、火災センサー（熱感知器）、ライフリズムセンサー（生活活動感知器）を一式で設置し、緊急時、火災発生時等の事業者（警備会社）への通報により、専門の警備員が出動します。状況に応じて救急車などの要請を事業者が行います。 【対象】 区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯の人員等 【実施時期】 令和6年4月1日</p>					<p><通常実施分（参考）> 高齢者が家庭内で病気や火災などの緊急事態に陥ったとき又は一定時間の動きが感じられないときに、専門の警備員が出動して安否の確認、救助等を行い、高齢者の安全を確保します。 利用者負担額 住民税非課税者、生活保護受給者：無料 住民税課税者：月額400円</p>					<p>高齢者人口の増加が見込まれる中、ひとり暮らし高齢者の見守り体制を強化する重要性が増しています。また、令和4年度包括外部監査においては、「救急通報システムの更なる普及啓発をすべきである」との意見を受け、本事業の周知活動だけでなく、更なる利用を促進する必要があります。 本事業は民間賃貸住宅入居支援事業で転居する場合、家主の不安を解消する目的で設置を要件としていますが、月額の利用者負担額の支払いが困難との相談があるなど課題があります。</p>																																		
					5 国・都・特別区等の具体的な取組状況																																							
					23区全ての区で類似事業を実施しています。 また、23区中2区（千代田区と大田区）で、利用者負担額を全員無料としています。																																							
					6 事業実施により得られる効果・成果																																							
					利用者負担額を全員無料にすることにより、救急通報システムの更なる利用の促進につなげ、高齢者の見守りや生活の安全を確保することができます。																																							
					7 事務事業評価結果																																							
<p>■スケジュール 令和6年4月 利用者負担額的全員無料化を開始</p>					<p>■関連法令・備考など 港区事業者方式救急通報システム事業運営要綱</p>					<p>レベルアップ：住民税課税者の利用者負担額を無料とすることについて、登録者数の増加が見込まれ、区全体として高齢者の見守り体制の更なる強化が期待できるため。</p>																																		
8 要求内容					9 調整内容																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベルアップ分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用者負担額軽減分 住民税課税者397件×400円×12ヵ月=1,905,600円</td> <td>1,906</td> <td>1,284</td> </tr> <tr> <td>既存経費分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急通報システム（全利用者1,322件×3,055円×12ヵ月）-1,905,600円=46,558,920円</td> <td>46,559</td> <td>31,380</td> </tr> <tr> <td>機種変更、機器設置等対応分 290,400円+275,000円=565,400円</td> <td>566</td> <td>381</td> </tr> <tr> <td>救急通報システム運用経費（消防庁方式分） 51,260円</td> <td>51</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>印刷製本費</td> <td>127</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>49,209</td> <td>33,079</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	（うち特財）	レベルアップ分			利用者負担額軽減分 住民税課税者397件×400円×12ヵ月=1,905,600円	1,906	1,284	既存経費分			救急通報システム（全利用者1,322件×3,055円×12ヵ月）-1,905,600円=46,558,920円	46,559	31,380	機種変更、機器設置等対応分 290,400円+275,000円=565,400円	566	381	救急通報システム運用経費（消防庁方式分） 51,260円	51	34	印刷製本費	127	0	要求額	49,209	33,079	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>							項目	小計	（うち特財）	調整額	0	0
項目	小計	（うち特財）																																										
レベルアップ分																																												
利用者負担額軽減分 住民税課税者397件×400円×12ヵ月=1,905,600円	1,906	1,284																																										
既存経費分																																												
救急通報システム（全利用者1,322件×3,055円×12ヵ月）-1,905,600円=46,558,920円	46,559	31,380																																										
機種変更、機器設置等対応分 290,400円+275,000円=565,400円	566	381																																										
救急通報システム運用経費（消防庁方式分） 51,260円	51	34																																										
印刷製本費	127	0																																										
要求額	49,209	33,079																																										
項目	小計	（うち特財）																																										
調整額	0	0																																										
10 調整の考え方					<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td colspan="2">高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金(概算補助率67.4%)</td> <td>33,079</td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td colspan="2">-</td> <td>16,130</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ~ 令和 年</td> <td>限度額</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="3">救急通報システム運用経費 1,906千円（うち特財 1,284千円）/年</td> </tr> </table>							財源内訳	国庫支出金			都支出金	高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金(概算補助率67.4%)		33,079	その他特財				一般財源	-		16,130	債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額		事業実施に伴う将来コスト		救急通報システム運用経費 1,906千円（うち特財 1,284千円）/年									
財源内訳	国庫支出金																																											
	都支出金	高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金(概算補助率67.4%)		33,079																																								
	その他特財																																											
	一般財源	-		16,130																																								
債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額																																									
事業実施に伴う将来コスト		救急通報システム運用経費 1,906千円（うち特財 1,284千円）/年																																										

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 介護保険課
問合せ	介護事業者支援係 TEL:03-3578-2881・2882

NO	87
----	----

(単位：千円)

1 事業名	介護サービス事業者振興事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No.	19	施策No.	3	施策名	日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実																																			
	関連計画	港区地域保健福祉計画				⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現																																								
2 事業説明文	介護サービス事業所によるサービスの質の向上、介護人材定着促進のため、介護サービス事業所向け研修や介護保険サービス従事者永年勤続表彰を拡充して実施します。																																													
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																																									
<p><レベルアップ分></p> <p>①介護従事者が3年に1度の法改正内容を正しく理解することで適正な介護サービス提供を促すため、改正内容を盛り込んだ介護サービス事業所向け研修を、例年の研修に追加して実施します。</p> <p>【実施手法】委託 【対象】区内介護サービス事業所に勤務する者等 【場所・回数】年間20回（ラクっちゃん、その他動画配信）</p> <p>②介護人材定着を促進するため、永年勤続表彰の記念品としての港区内共通商品券を増額します。</p> <p>【対象】区内介護サービス事業所に勤務する者等 【実施時期】10月 【場所・回数】年1回 【条件】区内の介護サービス事業所に10年以上勤務していること 【拡充内容】区内共通商品券 5,000円分→10,000円分</p>					<p><通常実施分（参考）></p> <p>介護人材確保策としてしごと面接・相談会（就職相談会）を開催するほか、介護人材定着策として介護職員研修受講助成事業を実施するなど、介護人材対策に多角的に取り組んでいます。</p> <p>【実施手法】補助、委託等 【対象】区内介護サービス事業所に勤務する者等 【実施時期】通年（11月しごと面接・相談会）</p>																																									
<p>■スケジュール</p> <p>令和5年4月 助成金、事業所向け研修の周知・開始 10月 永年勤続表彰の実施</p>					<p>■関連法令・備考など</p> <p>港区介護保険条例</p>																																									
5 国・都・特別区等の具体的な取組状況					<p>①令和4年度「くらしと健康の調査」において、1割以上の事業所が、「介護支援専門員」が不足していると回答しています。また、要介護認定者数の増加に反して、区内の居宅介護支援事業所数及び介護支援専門員数が減少傾向にあり、介護支援専門員一人当たりの業務量が増加しており、サービスの質の低下が懸念されます。</p> <p>②令和5年に介護保険法の改正が予定されており、介護現場はその内容について正しく理解したうえで適正に運用することが求められます。</p> <p>③全国的に、介護人材の定着の低さ（介護労働者が全体の約65%が勤続年数10年未満）が課題となっています。</p>																																									
6 事業実施により得られる効果・成果					<p>①研修内容を充実させることで、質の高い介護人材の育成を図ります。</p> <p>②区内の事業所で働く介護従事者の定着率を高めることで、介護サービスの質の向上につなげます。</p>																																									
7 事務事業評価結果					<p>レベルアップ：介護人材の確保・定着につながり、介護人材の負担軽減やサービスの質の向上が期待できるため。</p>																																									
8 要求内容					9 調整内容																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">レベルアップ分</td> </tr> <tr> <td>①介護サービス事業所向け研修</td> <td>4,180</td> <td>3,135</td> </tr> <tr> <td>②介護保険サービス事業者永年勤続表彰</td> <td>453</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="3">既存経費分</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員研修等受講費用助成</td> <td>2,656</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>しごと面接・相談会</td> <td>1,534</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他（システム保守等）</td> <td>6,383</td> <td>3,307</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>15,206</td> <td>6,442</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	（うち特財）	レベルアップ分			①介護サービス事業所向け研修	4,180	3,135	②介護保険サービス事業者永年勤続表彰	453	0	既存経費分			介護支援専門員研修等受講費用助成	2,656	0	しごと面接・相談会	1,534	0	その他（システム保守等）	6,383	3,307	要求額	15,206	6,442	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>									項目	小計	（うち特財）	調整額	0	0
項目	小計	（うち特財）																																												
レベルアップ分																																														
①介護サービス事業所向け研修	4,180	3,135																																												
②介護保険サービス事業者永年勤続表彰	453	0																																												
既存経費分																																														
介護支援専門員研修等受講費用助成	2,656	0																																												
しごと面接・相談会	1,534	0																																												
その他（システム保守等）	6,383	3,307																																												
要求額	15,206	6,442																																												
項目	小計	（うち特財）																																												
調整額	0	0																																												
10 調整の考え方					<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>区市町村介護人材確保対策補助金(補助率3/4)</td> <td>6,442</td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> <td>8,764</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ~ 令和 年</td> <td>限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="2">研修等にかかる経費 15,206千円（うち特財6,442千円）/年</td> </tr> </table>									財源内訳	国庫支出金			都支出金	区市町村介護人材確保対策補助金(補助率3/4)	6,442	その他特財			一般財源	-	8,764	債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト		研修等にかかる経費 15,206千円（うち特財6,442千円）/年													
財源内訳	国庫支出金																																													
	都支出金	区市町村介護人材確保対策補助金(補助率3/4)	6,442																																											
	その他特財																																													
	一般財源	-	8,764																																											
債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額																																											
事業実施に伴う将来コスト		研修等にかかる経費 15,206千円（うち特財6,442千円）/年																																												

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課
問合せ	障害者支援係 TEL:03-3578-2825

NO 88

(単位：千円)

1 事業名	障害者サービス提供事業者育成事業			要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 20 関連計画 港区地域保健福祉計画	2 施策No. 2 施策名 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実	⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現																																																									
2 事業説明文	障害福祉サービス事業者及び障害福祉サービスに関わる従業者確保のため、研修受講料の助成を実施、拡充します。																																																																	
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等	<p><レベルアップ分></p> <ul style="list-style-type: none"> 移動支援従業者確保のため、強度行動障害従業者養成研修及びガイドヘルパー養成研修受講料を助成します。 居宅介護等のサービス従業者確保のため、重度訪問介護従業者養成研修受講料を助成します。 従前の研修受講料助成の補助率を3/4から10/10に拡充します。 障害福祉サービスのみの指定を受けている事業所における従業者確保のため、初任者研修及び実務者研修受講料を助成します。 <p>【実施手法】 補助金</p> <p>【対象】 区内の障害福祉サービス事業者</p> <p>【補助率・上限】 10/10</p> <p>■スケジュール 令和6年3月 要綱改正、周知 4月 事業実施</p>					<p><同行援護></p> <p>視覚障害により、移動に著しい困難を要する人の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供等を行います。</p> <p><行動援護></p> <p>障害により、行動上の困難さがあり、常に介護が必要な人に、危険を回避するために必要な援護及び外出時における介護等を行います。</p> <p><通常実施分(参考)></p> <ul style="list-style-type: none"> 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(令和4年度申請件数:6件) 同行援護従業者養成研修(令和4年度申請件数:0件) 行動援護従業者養成研修(令和4年度申請件数:0件) <p>【実施手法】 補助金・謝礼支払い</p> <p>【対象】 区内の障害福祉サービス事業者</p> <p>■関連法令・備考など 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 港区障害者(児)喀痰吸引等研修受講料助成金交付要綱 港区障害者同行援護及び行動援護従業者養成研修受講料助成金交付要綱 港区障害者サービス第三者評価支援事業実施要綱</p>																																																												
4 経緯、背景、現状課題等(根拠データや区民ニーズも含めながら)	<p>現在、区では同行援護、行動援護事業者及び喀痰吸引が必要な利用者へサービスを提供する従業者の確保のため、研修受講料等の助成をしています。</p> <p>また、区では、就労する障害児の保護者が増加しており、就労に伴う障害児の登下校時の移動支援の利用を求める声や、医療的ケアを必要とする障害者(児)は年々増えていますが、十分に応えられていません。長時間研修に従事させることが困難な事業所が多いため、短期間の研修で取得できる資格をサービス提供従業者の資格要件に追加し、その受講料を助成することでサービス提供量を確保する必要があります。</p>																																																																	
5 国・都・特別区等の具体的な取組状況	<p>台東区(重度訪問介護従業者養成研修及び同行援護従業者養成研修受講費用助成)</p> <p>箕面市(重度訪問介護従業者・障害者ガイドヘルパー研修費用助成)</p> <p>豊島区(強度行動障害支援者養成研修助成)</p>																																																																	
6 事業実施により得られる効果・成果	<p>障害福祉サービス等事業所に対し、補助対象の研修を拡大することにより、多様な研修の受講が可能となり、区内のヘルパー不足解消と質の向上につながります。</p>																																																																	
7 事務事業評価結果	<p>レベルアップ：研修の補助メニューを拡充することなどについて、障害者サービスを提供する担い手確保は喫緊の課題であり、多様な研修の受講が可能となることで、区内のヘルパー不足の解消とサービスの質の向上が期待できるため。</p>																																																																	
8 要求内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th colspan="2">(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベルアップ分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助金 重度訪問介護従業者養成研修 (@30,000円×5名=150,000円)</td> <td>150</td> <td>75</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助金 強度行動障害従業者養成研修 (@44,000円×3名=132,000円)</td> <td>132</td> <td>66</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助金 同行・行動援護従事者養成研修 (@28,500円×3名+44,000円×3名)</td> <td>218</td> <td>109</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助金 実務者研修・初任者研修 (@100,000円×各1名=200,000円)</td> <td>200</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助金 ガイドヘルパー養成研修 (@20,000円×3名=60,000円)</td> <td>60</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既存経費分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助金 障害者サービス提供事業者の第三者評価受審の支援 (@600,000×5事業者=3,000,000円)</td> <td>3,000</td> <td>336</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助金 喀痰吸引基本研修 (@22,000円×5名=110,000円)</td> <td>110</td> <td>55</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報償費 喀痰吸引実地研修 (@9,500円×8名=76,000円)・ヘルパー研修介護人派遣 (11,659円)</td> <td>88</td> <td>44</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>3,958</td> <td>815</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				項目	小計	(うち特財)		レベルアップ分				補助金 重度訪問介護従業者養成研修 (@30,000円×5名=150,000円)	150	75		補助金 強度行動障害従業者養成研修 (@44,000円×3名=132,000円)	132	66		補助金 同行・行動援護従事者養成研修 (@28,500円×3名+44,000円×3名)	218	109		補助金 実務者研修・初任者研修 (@100,000円×各1名=200,000円)	200	100		補助金 ガイドヘルパー養成研修 (@20,000円×3名=60,000円)	60	30		既存経費分				補助金 障害者サービス提供事業者の第三者評価受審の支援 (@600,000×5事業者=3,000,000円)	3,000	336		補助金 喀痰吸引基本研修 (@22,000円×5名=110,000円)	110	55		報償費 喀痰吸引実地研修 (@9,500円×8名=76,000円)・ヘルパー研修介護人派遣 (11,659円)	88	44		要求額	3,958	815		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th colspan="2">(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						項目	小計	(うち特財)		調整額	0	0	
項目	小計	(うち特財)																																																																
レベルアップ分																																																																		
補助金 重度訪問介護従業者養成研修 (@30,000円×5名=150,000円)	150	75																																																																
補助金 強度行動障害従業者養成研修 (@44,000円×3名=132,000円)	132	66																																																																
補助金 同行・行動援護従事者養成研修 (@28,500円×3名+44,000円×3名)	218	109																																																																
補助金 実務者研修・初任者研修 (@100,000円×各1名=200,000円)	200	100																																																																
補助金 ガイドヘルパー養成研修 (@20,000円×3名=60,000円)	60	30																																																																
既存経費分																																																																		
補助金 障害者サービス提供事業者の第三者評価受審の支援 (@600,000×5事業者=3,000,000円)	3,000	336																																																																
補助金 喀痰吸引基本研修 (@22,000円×5名=110,000円)	110	55																																																																
報償費 喀痰吸引実地研修 (@9,500円×8名=76,000円)・ヘルパー研修介護人派遣 (11,659円)	88	44																																																																
要求額	3,958	815																																																																
項目	小計	(うち特財)																																																																
調整額	0	0																																																																
10 調整の考え方					財源内訳		<table border="1"> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支支出金</td> <td>障害者施策推進区市町村包括補助金(補助1/2)</td> <td>336</td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td>障害者福祉推進基金</td> <td>479</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> <td>3,143</td> </tr> </table>				国庫支出金		都支支出金	障害者施策推進区市町村包括補助金(補助1/2)	336	その他特財	障害者福祉推進基金	479	一般財源	-	3,143																																													
国庫支出金																																																																		
都支支出金	障害者施策推進区市町村包括補助金(補助1/2)	336																																																																
その他特財	障害者福祉推進基金	479																																																																
一般財源	-	3,143																																																																
債務負担行為		令和	年	～	令和	年	限度額																																																											
事業実施に伴う将来コスト		研修に係る補助経費(レベルアップ分) 760千円(うち特財380千円) /年																																																																

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課
問合せ	障害者事業所支援係 TEL:03-3578-2672

NO	89
----	----

(単位：千円)

1 事業名	移動支援事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 20 施策No. 2 施策名 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実	関連計画 港区地域保健福祉計画			
2 事業説明文	通学に移動支援が必要な児童を支援のため、サービス提供方法や従事者の資格要件を見直します。また、移動支援の担い手確保のため、処遇改善加算分を追加します。									
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等	<p><移動支援事業> 社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に移動の介護又は付き添いの支援を行います。</p> <p><レベルアップ分> 【実施手法】 提供実績による請求に基づき支出します。 【対象】 区と協定を締結した障害福祉サービス事業者 【実施時期】 令和6年4月から</p> <p>①移動支援のうち、通学要件で支援した場合に補助を実施します。 【条件】 通学を支援した場合 【補助率・上限】 1回あたり4,000円（片道の場合2,000円）</p> <p>②提供実績に応じ、処遇改善に相当する加算を追加します。 【補助率・上限】 提供実績の30%（1円未満切捨て）</p> <p>上記のほか、グループ支援型を導入し、複数児童への同時提供を可とします。</p> <p>■スケジュール 令和6年3月 要綱改正、事業説明、協定締結 4月 サービス開始</p>		<p><通常実施分（参考）> 特別支援学校等への登下校支援に係る利用を求められていますが、供給量が不足しています。</p> <p>【実施手法】 提供実績による請求に基づき支出 【対象】 区と協定を締結した障害福祉サービス事業者 【実施時期】 毎年度4月から</p>		<p>4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）</p> <p>就労する保護者の増加により、登下校時に支援を要する児童の移動支援のニーズが近年、特に高くなっていますが、ヘルパーの数に限りがあるため、希望が多い登下校時間帯のニーズに対応できていません。また、区に報酬算定できる時間数は、直接処遇時間のみで現場への移動が含まれておらず、事業所にとってサービス提供の報酬が十分ではありません。さらに、区の事業では、他の障害福祉サービス事業で実施している処遇改善にかかる加算を設けていないため、他サービスを提供するよりも事業所の収入が少なくなっています。</p> <p>現在、区では、提供方法を1対1の個別支援型としており、きょうだい等複数の利用希望があるなど、提供方法をグループでの対応やサービスに従事できる資格要件を拡充することで、担い手を確保する必要があります。</p>					
5 国・都・特別区等の具体的な取組状況					-					
6 事業実施により得られる効果・成果					<ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善や通学に関する加算を追加することにより事業所への収入を増やすことで、運営状況の改善、提供量の増を見込みます。 ・グループ支援型にて実施することで、登下校時の提供量を5%程度増やせる見込みです。 ・従業者の資格要件を拡充することで、新たな従業者の雇用に繋がり、提供量の増を見込みます。 					
7 事務事業評価結果					<p>レベルアップ：補助や取組を追加することなどについて、事業所の運営状況の改善や移動支援の提供量の増加が見込まれ、移動支援が必要な児童への更なる支援が期待できるため。</p>					
8 要求内容	項目		小計	(うち特財)	9 調整内容					
<p>レベルアップ分</p> <p>①通学支援加算（@4000円×月22回×50人×10月）</p> <p>②処遇改善相当加算（扶助費×0.3）</p> <p>既存経費分</p> <p>扶助費（平均給付額@50,356×平均利用件数445件×12月×前年伸び率1.11）</p>					44,000	34,100	89,544	69,397	298,481	231,323
要求額			432,025	334,820	調整額			0	0	
10 調整の考え方	財源内訳		債務負担行為		事業実施に伴う将来コスト					
		国庫支出金	地域生活支援事業費等補助金				216,013			
		都支出金	地域生活支援費、障害施策推進区市町村包括補助事業等補助金				118,807			
		その他特財								
		一般財源	-				97,205			
		令和	年	～	令和	年	限度額			
		移動支援事業における加算経費 133,544千円（うち特財103,497千円）/年								

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課
問合せ	障害者事業所支援係 TEL:03-3578-2667

NO	90
----	----

(単位：千円)

1 事業名	重度身体障害者（児）居宅生活支援事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 20 関連計画 港区地域保健福祉計画	施策No. 2 施策名 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実	
2 事業説明文	医療的ケアを必要とする障害者（児）に対する、看護師による居宅介護等のサービス提供を確保するため、加算額を増額します。							
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等	<p><レベルアップ分></p> <p>①看護師加算の単価を増額します。 ②訪問加算を新たに創設します。 【実施手法】 登録事業者からの請求に基づき、加算額を支給 【対象サービス】 登録事業所が実施する居宅介護、移動支援 【対象者】 区内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する方 (1)身体障害者手帳1級又は2級であること。 (2)居宅介護等を利用する者であること。 (3)たん吸引、経管栄養等の医療ケアが必要で、登録事業者による訪問看護を利用する者であること。 【補助率・上限】 ①1時間あたり (区外) @2,300→@2,500 (区内) @2,000→@2,150 ②1回（往復）あたり @4,000</p> <p>■スケジュール 令和6年3月 要綱改正、周知 4月 サービス提供</p>		<p><通常実施分（参考）></p> <p>医療的ケアが必要な重度身体障害者が、医療保険の訪問看護と合わせて居宅介護や移動支援を利用する場合に、区独自の加算を行います。（加算額：1時間あたり区外：@2,300、区内@2,000）</p> <p>■関連法令・備考など 港区重度身体障害者（児）居宅生活支援事業実施要綱</p>		<p>4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）</p> <p>現制度は、令和2年4月より施行しています。当時、東京都の最低賃金は1,013円でしたが、令和5年10月で東京都の最低賃金は1,113円となります。また、人材不足による人件費や医療報酬、サービス提供に必要な物品、移動に係る交通費が上昇し、現状にあった加算額が必要となっています。 当該事業の利用承認となった者は17名で、年々医療的ケアを必要とする障害者（児）は増えていますが、事業を提供できる事業所は区外の2事業所のみで、区民の利用ニーズに十分応えられていません。障害者の重度化等に伴い、今後も更なる増加が見込まれる、それに対応する担い手を確保するため、事業者への区独自の加算額の増加が必要です。</p>			
	5 国・都・特別区等の具体的な取組状況							
	なし							
	6 事業実施により得られる効果・成果							
	単価を増額することにより提供時間数の増加が見込まれ、サービスの担い手の確保と、それによる利用者の利便性向上につながります。							
	7 事務事業評価結果							
	レベルアップ：加算単価を増額することについて、現状不足している提供時間数の増加が見込まれ、サービスの担い手確保とそれによる利用者の利便性向上が期待できるため。							
8 要求内容	項目		小計	(うち特財)	9 調整内容			
	項目		小計	(うち特財)	項目		小計 (うち特財)	
	レベルアップ分							
	①看護師加算（@2,500-@2,300）×2,452時間=490,400円		490	0				
	②訪問加算（@4,000×1,400回=5,600,000円）		5,600	0				
	既存経費分							
	看護師加算（@2,300×2,452時間=5,639,600円）		5,640	0				
	要求額		11,730	0	調整額		0 0	
10 調整の考え方								
	財源内訳							
	国庫支出金							
	都支出金							
	その他特財							
	一般財源				-		11,730	
	債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年		限度額			
	事業実施に伴う将来コスト		加算に係る経費 6,090千円/年					

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課
問合せ	障害者事業所支援係 TEL:03-3578-2667

NO	91
----	----

(単位：千円)

1 事業名	障害児通所支援事業所運営支援		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 20	施策No. 3	施策名	特別な配慮の必要な子どもへの支援																																																
					関連計画	港区地域保健福祉計画																																																			
2 事業説明文	障害児に必要な訓練や支援を行う放課後等デイサービス事業所の区内での開設を誘致するため、事業所開設に係る費用の一部を助成します。また家賃補助について、補助要件を緩和します。																																																								
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等	<p><レベルアップ分></p> <p>①開設準備経費（放課後等デイサービス。多機能型含む）の補助</p> <p>②家賃補助の要件緩和（区民利用率50～70%）</p> <p>【実施手法】 半期ごとの実績払い</p> <p>【対象】 ①港区に新たに事業所の開設を見込むもの ②区内事業所で、区民の利用率が70%未満のもの</p> <p>【実施時期】 令和6年4月～</p> <p>【条件】 家賃助成：区民利用率が70%以下の事業所にも補助を拡大</p> <p>【補助率・上限】 ①開設準備経費・・・（放課後等デイサービス事業は1/2補助。多機能型は3/8。補助基準額300万円/年。工事費、教材準備経費等） ②補助率・・・</p> <table border="1"> <tr> <td>区民率70%以上</td> <td>1/4</td> <td>→</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>区民率50%以上70%未満</td> <td>0</td> <td>→</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>開設3年以内</td> <td>0</td> <td>→</td> <td>3/4</td> </tr> </table>				区民率70%以上	1/4	→	1/2	区民率50%以上70%未満	0	→	1/2	開設3年以内	0	→	3/4	<p><児童発達支援事業> 主に未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他支援を行います。</p> <p><放課後等デイサービス事業> 授業終了後、学校休業日に生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、その他支援を行います。</p> <p><多機能型事業所> 児童発達支援及び放課後等デイサービス等、複数の事業を実施する事業所</p> <p><通常実施分（参考）> 【補助対象】区内民間18事業所</p> <p>【補助内容】 (1) 家賃（1/4補助。更新料、仲介手数料は除く。） (2) 送迎関係費（1/2補助。上限100万円/年。駐車場代、車両購入代、レンタカー代等） (3) 延長療育費（1/2補助。延長療育（18-19時）に係る人件費） (4) 重度障害児療育費（1/2補助。重度療育（愛の手帳1・2度対応）に係る人件費）</p> <p>【実施方法】半期ごとの実績払い</p> <p>【補助条件】①事業者が事業所の経費を負担、②定員のうち区民利用率が70%を超過、③3年に1度、第三者評価を受審</p>																																								
区民率70%以上	1/4	→	1/2																																																						
区民率50%以上70%未満	0	→	1/2																																																						
開設3年以内	0	→	3/4																																																						
<p>■スケジュール</p> <p>令和6年3月 要綱改正、事業周知 9月 前期分交付申請 令和7年3月 後期分交付申請</p>	<p>■関連法令・備考など</p> <p>児童福祉法、港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>				<p>4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）</p> <p>令和5年9月現在、区には障害児通所支援事業所が22カ所ありますが、増加する就労する保護者から「区内に放課後等デイサービス事業所が少なく、希望どおりに利用できない」、既存の事業所からは「運営支援がないと区内での運営継続が難しい」と要望が寄せられ、事業所数の増や運営の支援が求められています。また、集団生活への適応など小学校就学後に、支援の必要性が発覚した児童がサービスを十分に利用できていません。さらに、事業所の開設には多額の初期費用が必要となり、区内の家賃の高さ等から「港区での開設は他区での開設よりも費用負担が大きい」と意見が寄せられています。</p> <p>事業所向けの補助は、区民利用の割合を補助要件としていますが、令和4年1月に開設した事業所は、経営安定のため他区民の受け入れを多くした結果、当該補助が対象外となり、令和5年11月に廃止となりました。今後も増加が見込まれる障害児に必要な支援を安定的に提供するためには、区民の割合を一定程度緩和し、事業所の区内での事業継続を促す必要があります。</p>																																																				
5 国・都・特別区等の具体的な取組状況					<p>都：都型放課後等デイサービス事業補助（送迎及び延長の補助） 特別区：江東区（家賃助成）、目黒区（開設準備経費、家賃助成）、世田谷区（家賃助成）</p>																																																				
6 事業実施により得られる効果・成果					<p>開設準備経費を補助することにより、他区で開設するより負担が軽くなることで、区内での開設を誘致することができます。</p> <p>区民利用率を緩和することで、補助を受けられる事業所を増やし、安定的な運営を行うことできる事業所を増やすことができます。</p>																																																				
7 事務事業評価結果					<p>レベルアップ：家賃補助の要件を緩和することについて、補助を受けられる事業者の増加につながり、対象者の受入可能数の増加が期待できるため。</p>																																																				
8 要求内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th colspan="2">(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">レベルアップ分</td> </tr> <tr> <td>①開設準備経費（@300万円×1/2補助×2事業所）放課後等デイサービス</td> <td>3,000</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>①開設準備経費（@300万円×3/8補助×2事業所）多機能型</td> <td>2,250</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>②家賃助成（開設3年以内）（@42万円×3/4）×（4件×12+1件×10+1件×11+4件×6）</td> <td>29,295</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>②家賃助成（区民率50超～）（@42万円×15件×12月×1/2）</td> <td>32,760</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td colspan="4">既存経費分</td> </tr> <tr> <td>送迎助成・延長療育助成・重度障害児療育助成</td> <td>48,449</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>115,754</td> <td colspan="2">0</td> </tr> </tbody> </table>				項目	小計	(うち特財)		レベルアップ分				①開設準備経費（@300万円×1/2補助×2事業所）放課後等デイサービス	3,000	0		①開設準備経費（@300万円×3/8補助×2事業所）多機能型	2,250	0		②家賃助成（開設3年以内）（@42万円×3/4）×（4件×12+1件×10+1件×11+4件×6）	29,295	0		②家賃助成（区民率50超～）（@42万円×15件×12月×1/2）	32,760	0		既存経費分				送迎助成・延長療育助成・重度障害児療育助成	48,449	0		要求額	115,754	0		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th colspan="2">(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">調整額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0</td> <td colspan="2">0</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	(うち特財)		調整額					0	0	
項目	小計	(うち特財)																																																							
レベルアップ分																																																									
①開設準備経費（@300万円×1/2補助×2事業所）放課後等デイサービス	3,000	0																																																							
①開設準備経費（@300万円×3/8補助×2事業所）多機能型	2,250	0																																																							
②家賃助成（開設3年以内）（@42万円×3/4）×（4件×12+1件×10+1件×11+4件×6）	29,295	0																																																							
②家賃助成（区民率50超～）（@42万円×15件×12月×1/2）	32,760	0																																																							
既存経費分																																																									
送迎助成・延長療育助成・重度障害児療育助成	48,449	0																																																							
要求額	115,754	0																																																							
項目	小計	(うち特財)																																																							
調整額																																																									
	0	0																																																							
10 調整の考え方					<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td colspan="3">-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>～</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>限度額</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="8">助成の拡充にかかる経費 67,305千円/年</td> </tr> </table>					財源内訳	国庫支出金				都支出金				その他特財				一般財源	-			債務負担行為		令和	年	～	令和	年	限度額			事業実施に伴う将来コスト		助成の拡充にかかる経費 67,305千円/年																		
財源内訳	国庫支出金																																																								
	都支出金																																																								
	その他特財																																																								
	一般財源	-																																																							
債務負担行為		令和	年	～	令和	年	限度額																																																		
事業実施に伴う将来コスト		助成の拡充にかかる経費 67,305千円/年																																																							

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課
問合せ	障害者支援係 TEL:03-3578-2458

NO	92
----	----

(単位：千円)

1 事業名	重症心身障害者通所事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画	政策No. 20	施策No. 6	施策名	障害者とその家族が住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービスの充実																																								
2 事業説明文	在宅の重症心身障害児・者の福祉の向上を図るため、「新橋はつつ太陽あおぞら」における通所事業（障害者総合支援法上の生活介護事業）の定員拡大に向けて、施設の改修等を実施します。																																																
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等	<p><レベルアップ分></p> <p>(1) 重症心身障害者通所事業運営委託 (1日定員：2人増) 6人→8人 (2) 障害者福祉サービス等従事職員のための処遇改善助成金 (1日定員：2人分)</p> <p>【実施手法】 (1) 業務委託 (2) 区の歳入である障害福祉サービス報酬の「処遇改善加算」分を補助金にて(1)委託先に支出 【対象】 区内に住所を有する、地域の障害者施設等への通所が困難な、特別支援学校を卒業した人又は18歳以上の在宅の重症心身障害者 (医療的ケアが必要な重症心身障害者を含む。)</p> <p>■スケジュール 令和6年度前期 指導訓練室改修工事 令和6年度後期 職員研修(追加2名) 令和7年4月1日より定員6人→8人 令和9年4月1日より定員8人→10人</p>				<p><通常実施分(参考)></p> <p>(1) 重症心身障害者通所事業運営委託 (1日定員：6人) (2) 障害者福祉サービス等従事職員のための処遇改善助成金 (1日定員：6人分)</p> <p>【実施手法】 (1) 業務委託 (2) 区の歳入である障害福祉サービス報酬の「処遇改善加算」分を補助金にて(1)委託先に支出 【対象】 区内に住所を有する、地域の障害者施設等への通所が困難な、特別支援学校を卒業した人又は18歳以上の在宅の重症心身障害者 (医療的ケアが必要な重症心身障害者を含む。)</p> <p>■関連法令・備考など 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 東京都重症心身障害児(者)通所事業実施要領 港区重症心身障害者通所事業運営要綱</p>																																												
4 経緯、背景、現状課題等(根拠データや区民ニーズも含めながら)	<p>・現状では、登録者9名に対し1日利用定員が6名のため、利用を週3日にしていた状況です。現在の利用者は特別支援学校在学中は週5日通学していたため、生活介護でも週5日通所できる環境が必要です。</p> <p>・特別支援学校の情報では、医療的ケアの必要な卒業生が令和6年度末に1人予定しています。医療的ケアの必要な方の生活介護は区内では本事業が唯一であるため、地域で生活することを希望する医療的ケアのある障害者の卒後の居場所の確保が喫緊の課題です。</p> <p>・医学の進歩により、医療的ケア児は全国的に増加傾向(厚生労働省統計：全国の医療的ケア児者数平成17年9,987人→令和3年20,180人)であり、区においても今後増加が見込まれます。</p>																																																
5 国・都・特別区等の具体的な取組状況	<p>都(補助事業である重症心身障害者通所事業の実施) 練馬区(2か所、定員18人)、板橋区(1か所、定員10人)、大田区(3か所、定員15人)、中野区(2か所、定員11人)</p>																																																
6 事業実施により得られる効果・成果	<p>医療的ケアの必要な重症心身障害者の地域における居場所が拡充し、介護を理由とする家族の離職防止と障害者の福祉の向上が見込まれます。</p>																																																
7 事務事業評価結果	<p>レベルアップ：「新橋はつつ太陽あおぞら」における重症心身障害者通所事業の定員増に向けた取組を進めることについて、医療的ケアの必要な重症心身障害者の地域における居場所が広がり、介護を理由とする家族の離職防止と障害者福祉の向上が期待できるため。</p>																																																
8 要求内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th colspan="2">(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベルアップ分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重症心身障害者通所事業運営経費(定員増分) @5,934,000円</td> <td>5,934</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重症心身障害者通所事業運営経費(工事・空気環境測定) 工事2,284,700円+環境測定228,800円=2,513,500円</td> <td>2,514</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既存経費分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重症心身障害者通所事業運営経費</td> <td>47,578</td> <td>28,068</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者福祉サービス等従事職員のための処遇改善助成金 @94,272×12×1.2=1,357,517円</td> <td>1,358</td> <td>1,358</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>57,384</td> <td>29,426</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				項目	小計	(うち特財)		レベルアップ分				重症心身障害者通所事業運営経費(定員増分) @5,934,000円	5,934	0		重症心身障害者通所事業運営経費(工事・空気環境測定) 工事2,284,700円+環境測定228,800円=2,513,500円	2,514	0		既存経費分				重症心身障害者通所事業運営経費	47,578	28,068		障害者福祉サービス等従事職員のための処遇改善助成金 @94,272×12×1.2=1,357,517円	1,358	1,358		要求額	57,384	29,426		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th colspan="2">(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	(うち特財)		調整額	0	0	
項目	小計	(うち特財)																																															
レベルアップ分																																																	
重症心身障害者通所事業運営経費(定員増分) @5,934,000円	5,934	0																																															
重症心身障害者通所事業運営経費(工事・空気環境測定) 工事2,284,700円+環境測定228,800円=2,513,500円	2,514	0																																															
既存経費分																																																	
重症心身障害者通所事業運営経費	47,578	28,068																																															
障害者福祉サービス等従事職員のための処遇改善助成金 @94,272×12×1.2=1,357,517円	1,358	1,358																																															
要求額	57,384	29,426																																															
項目	小計	(うち特財)																																															
調整額	0	0																																															
10 調整の考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th>財源内訳</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>障害者施策推進区市町村包括補助金(都基準額)</td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td>生活介護収入</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債務負担行為</td> <td>令和 年 ~ 令和 年 限度額</td> </tr> <tr> <td>事業実施に伴う将来コスト</td> <td>重症心身障害者通所事業運営経費(定員増分) 5,934千円/年</td> </tr> </tbody> </table>				財源内訳	金額	国庫支出金		都支出金	障害者施策推進区市町村包括補助金(都基準額)	その他特財	生活介護収入	一般財源		債務負担行為	令和 年 ~ 令和 年 限度額	事業実施に伴う将来コスト	重症心身障害者通所事業運営経費(定員増分) 5,934千円/年																															
財源内訳	金額																																																
国庫支出金																																																	
都支出金	障害者施策推進区市町村包括補助金(都基準額)																																																
その他特財	生活介護収入																																																
一般財源																																																	
債務負担行為	令和 年 ~ 令和 年 限度額																																																
事業実施に伴う将来コスト	重症心身障害者通所事業運営経費(定員増分) 5,934千円/年																																																

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部障害者福祉課
問合せ	障害者給付係 TEL:03-3578-2299

NO 93

(単位：千円)

1 事業名	障害者（児）福祉タクシー助成		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 20	施策No. 2	施策名	障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実																																	
						関連計画	港区地域保健福祉計画																																			
2 事業説明文	障害者（児）等の生活圏の拡大及び経済的負担を軽減し、社会活動の促進を図るため、車いす等を使用する歩行困難な肢体不自由者等に対するタクシー利用券の給付について、対象を拡大するとともにその乗車料金の一部補助について給付上限額を引き上げます。																																									
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																																					
<p><レベルアップ分> 医療的ケアが必要な者（児）を対象に加え、対象者を拡大するとともに、給付額上限を44,000円から52,000円に引き上げます。 【対象者】 身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚1～3級の人、内部障害1級の人、呼吸器機能障害1～3級の人、愛の手帳 1・2度の人、精神障害者保健福祉手帳 1級の人、医療的ケアが必要な者（児） 【給付方法】 新規申請者は、各総合支所区民課窓口で給付。継続して利用する人は障害者福祉課から郵送。 【給付額】 年52,000円分 （ただし、7月～9月の新規申請は39,000円、10月～12月の新規申請は26,000円、1月～3月の新規申請は13,000円）</p> <p><通常実施分（参考）> 事業内容 （1）対象者 身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚1～3級の人、内部障害1級の人、呼吸器機能障害1～3級の人、愛の手帳 1・2度の人、精神障害者保健福祉手帳 1級の人 （2）給付方法 新規申請者は、各総合支所区民課窓口で給付します。継続して利用する人は障害者福祉課から郵送します。 （3）給付額 年44,000円分 （ただし、7月～9月の新規申請は33,000円、10月～12月の新規申請は22,000円、1月～3月の新規申請は11,000円） ※自動車燃料費の助成との併給はできません。</p>					<p>令和4年11月に、特別区において15年ぶりにタクシー運賃が初乗りが420円から500円になるなど料金が値上げされました。車いす等を使用する身体障害者等が、通院を始めとした生活の維持や社会参加を行うにあたり、電車やバスでの移動が困難でタクシーを利用する場合がありますが、現行の給付額では利用できる距離や回数が料金の値上げ前と比較して減っていることから、給付額の見直しが必要です。また、車での頻繁な通院が必要と考えられるため、新たに、医療的ケアを必要とする児童に対してもタクシー券の給付を行います。</p>																																					
<p>■スケジュール 令和6年3月 令和6年度分タクシー利用券送付 4月 対象者拡大</p> <p>■関連法令・備考など 港区障害者（児）タクシー利用券給付実施要綱</p>					<p>5 国・都・特別区等の具体的な取組状況</p> <p>杉並区：月上限63,600円 板橋区：月上限60,000円</p>																																					
6 事業実施により得られる効果・成果					7 事務事業評価結果																																					
身体障害者等の通院等の経済的負担が軽減され、社会参加の機会が確保されます。					レベルアップ：助成金額の上限を引き上げるとともに対象者に医療的ケアが必要な者（児）を加えることについて、算定額の基準となるタクシー代の初乗り運賃の値上げもあった中、タクシーで移動することが必要な方々への支援の拡充は必要であり、社会参加や通院機会の確保が期待できるため。																																					
8 要求内容					9 調整内容																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">レベルアップ分</td> </tr> <tr> <td>扶助費 @8000×2580人×利用率0.8=16,512,000</td> <td>16,512</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>@6000×70人×利用率0.8=336,000</td> <td>336</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>@4000×60人×利用率0.8=192,000</td> <td>192</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>@2000×50人×利用率0.8=80,000</td> <td>80</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="3">既存経費分</td> </tr> <tr> <td>印刷製本費、委託料、扶助費（R5年度と同等分）</td> <td>96,598</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>113,718</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	（うち特財）	レベルアップ分			扶助費 @8000×2580人×利用率0.8=16,512,000	16,512	0	@6000×70人×利用率0.8=336,000	336	0	@4000×60人×利用率0.8=192,000	192	0	@2000×50人×利用率0.8=80,000	80	0	既存経費分			印刷製本費、委託料、扶助費（R5年度と同等分）	96,598	0	要求額	113,718	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	（うち特財）	調整額	0	0
項目	小計	（うち特財）																																								
レベルアップ分																																										
扶助費 @8000×2580人×利用率0.8=16,512,000	16,512	0																																								
@6000×70人×利用率0.8=336,000	336	0																																								
@4000×60人×利用率0.8=192,000	192	0																																								
@2000×50人×利用率0.8=80,000	80	0																																								
既存経費分																																										
印刷製本費、委託料、扶助費（R5年度と同等分）	96,598	0																																								
要求額	113,718	0																																								
項目	小計	（うち特財）																																								
調整額	0	0																																								
10 調整の考え方					<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> <td>113,718</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ~ 令和 年</td> <td>限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="2">扶助費（タクシー券利用代金）レベルアップ分 17,120千円/年</td> </tr> </table>					財源内訳	国庫支出金			都支出金			その他特財			一般財源	-	113,718	債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト		扶助費（タクシー券利用代金）レベルアップ分 17,120千円/年													
財源内訳	国庫支出金																																									
	都支出金																																									
	その他特財																																									
	一般財源	-	113,718																																							
債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額																																							
事業実施に伴う将来コスト		扶助費（タクシー券利用代金）レベルアップ分 17,120千円/年																																								

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部障害者福祉課
問合せ	障害者給付係 TEL:03-3578-2299

NO 94

(単位：千円)

1 事業名	障害者（児）自動車燃料費助成		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No.	20	施策No.	2	施策名	障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実																								
	関連計画	港区地域保健福祉計画				⑥ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現																													
2 事業説明文	障害者（児）等の生活圏の拡大及び経済的負担を軽減し、社会活動の促進を図るため、自動車燃料費の一部助成の対象者を拡大するとともに、給付額上限を引き上げます。																																		
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等						4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																													
<p><レベルアップ分> 医療的ケアが必要な者（児）を対象に加え、対象者を拡大するとともに、給付額上限を44,000円から52,000円に引き上げます。 【対象者】 身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚1～3級の人、内部障害1級の人、呼吸器機能障害1・3級の人、愛の手帳 1・2度の人、精神障害者保健福祉手帳 1級の人、医療的ケアが必要な者（児） 【助成額】 年52,000円以内 （ただし、7月～9月の新規申請は39,000円、10月～12月の新規申請は26,000円、1月～3月の新規申請は13,000円）</p> <p><通常実施分（参考）> 事業内容 障害者本人または同一生計の人が、障害者本人のために自家用車を使用する場合のガソリン代を助成します。 (1) 対象者 身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚1～3級の人、内部障害1級の人、呼吸器機能障害1・3級の人、愛の手帳 1・2度の人、精神障害者保健福祉手帳 1級の人 (2) 助成額 年44,000円以内 （ただし、7月～9月の新規申請は33,000円、10月～12月の新規申請は22,000円、1月～3月の新規申請は11,000円） ※タクシー利用券との併給はできません。</p> <p>■スケジュール 令和6年4月 対象者拡大</p> <p>■関連法令・備考など 港区障害者（児）自動車燃料費助成事業実施要綱</p>						<p>令和4年11月に、特別区において15年ぶりにタクシー運賃が初乗りが420円から500円になるなど料金が値上げされました。車いす等を使用する身体障害者等が、通院を始めとした生活の維持や社会参加を行うにあたり、電車やバスでの移動が困難でタクシーを利用する場合がありますが、現行の給付額では利用できる距離や回数が料金の値上げ前と比較して減っていることから、給付額の見直しが必要です。 タクシー利用券の給付上限額の見直しに伴い、自動車燃料費助成の限度額を引き上げます。また、車での頻繁な通院が必要と考えられるため、新たに、医療的ケアを必要とする児童に対しても自動車燃料費助成を行います。</p>																													
5 国・都・特別区等の具体的な取組状況						他区：調査中																													
6 事業実施により得られる効果・成果						身体障害者等の通院等の経済的負担が軽減され、社会参加の機会が確保されます。																													
7 事務事業評価結果						レベルアップ：助成金額の上限を引き上げるとともに対象者に医療的ケアが必要な者（児）を加えることについて、算定額の基準となるタクシー代の初乗り運賃の値上げもあつた中、自家用車で移動することが必要な方々への支援の拡充は必要であり、社会参加や通院機会の確保が期待できるため。																													
8 要求内容						9 調整内容																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベルアップ分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車燃料費助成 @8,000×280人×0.9=2,016,000円</td> <td>2,016</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>既存経費分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車燃料費助成 @44,000×280人×0.9=12,320,000円</td> <td>11,088</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>13,104</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>						項目	小計	（うち特財）	レベルアップ分			自動車燃料費助成 @8,000×280人×0.9=2,016,000円	2,016	0	既存経費分			自動車燃料費助成 @44,000×280人×0.9=12,320,000円	11,088	0	要求額	13,104	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>						項目	小計	（うち特財）	調整額	0	0
項目	小計	（うち特財）																																	
レベルアップ分																																			
自動車燃料費助成 @8,000×280人×0.9=2,016,000円	2,016	0																																	
既存経費分																																			
自動車燃料費助成 @44,000×280人×0.9=12,320,000円	11,088	0																																	
要求額	13,104	0																																	
項目	小計	（うち特財）																																	
調整額	0	0																																	
10 調整の考え方						<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ～ 令和 年</td> <td>限度額</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="4">自動車燃料費助成（レベルアップ分） 2,016千円/年</td> </tr> </table>						財源内訳	国庫支出金		都支出金		その他特財		一般財源	-	債務負担行為		令和 年 ～ 令和 年	限度額		事業実施に伴う将来コスト		自動車燃料費助成（レベルアップ分） 2,016千円/年							
財源内訳	国庫支出金																																		
	都支出金																																		
	その他特財																																		
	一般財源	-																																	
債務負担行為		令和 年 ～ 令和 年	限度額																																
事業実施に伴う将来コスト		自動車燃料費助成（レベルアップ分） 2,016千円/年																																	

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課
問合せ	障害者給付係 TEL:03-3578-2668

NO 95

(単位：千円)

1 事業名	重度身体障害者等救急通報システム	要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 20 関連計画	施策No. 1 港区地域保健福祉計画	施策名 障害者が安全に安心して暮らせる環境の整備																																				
2 事業説明文	救急通報システムの活用拡大のため、自己負担金を廃止し、無料での利用を可能にします。																																										
				4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																																							
<p><レベルアップ分> （事業内容）救急通報システム利用者のうち、住民税課税世帯については毎月400円の負担金があります。この負担金を廃止し、無料での利用が行えるようにします。（高齢者世帯を対象とした事業と同時実施とします。）</p> <p>【対象】 住民税課税世帯(令和5年8月時点 1名) 【実施時期】 令和6年4月1日</p>				<p><通常実施分（参考）> 事業内容 ひとり暮らしなどの障害者が家庭内で病気や火災等の緊急事態に陥ったとき、あるいは一定時間トイレ等のドア開閉がない場合に、専門の警備員が出勤して安否の確認及び救助等を行います。</p> <p>（1）対象者 在宅の18歳以上一人暮らし等の身体障害者手帳1.2級、難病に患っている人</p> <p>（2）自己負担金 ①生活保護を受給または住民税非課税の人 無料 ②上記以外の人 月額400円</p>				<p>近年の夏の猛暑等による熱中症のリスクが高まっており、家庭内での病気等の緊急事態に陥った際の安否確認や救助等の必要性は増えています。生活保護受給者及び区民税非課税者は無料ですが、それ以外は月額400円の自己負担があり、通報システム導入の障壁になっており、対象者の命と生活を守る事業のため、費用負担を心配することなく登録・利用を促す必要があります。</p>																																			
				5 国・都・特別区等の具体的な取組状況																																							
				6 事業実施により得られる効果・成果																																							
				負担金を廃止することによりすべての対象者が無料で利用できるようになり、緊急時の安否確認や救助等につなげることができます。																																							
<p>■スケジュール 令和6年4月1日実施</p>				<p>■関連法令・備考など 「港区事業者方式救急通報システム事業運営要綱」の改正</p>				7 事務事業評価結果																																			
				レベルアップ：住民税課税世帯の利用者負担額を無料とすることについて、登録者数の増加が見込まれ、区全体として障害者の見守り体制の更なる強化が期待できるため。																																							
8 要求内容				9 調整内容																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th colspan="2">(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベルアップ分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急通報システム運用経費 @400×1人×12月=4,800円 (自己負担あり@400円/月の対象者1名)</td> <td>5</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>既存経費分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急通報システム運用経費 @3,055×21人×12月=769,800円 (3,055-400)×1人×12月=31,860円</td> <td>802</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>機器取付費</td> <td>75</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>882</td> <td></td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				項目	小計	(うち特財)		レベルアップ分				救急通報システム運用経費 @400×1人×12月=4,800円 (自己負担あり@400円/月の対象者1名)	5		0	既存経費分				救急通報システム運用経費 @3,055×21人×12月=769,800円 (3,055-400)×1人×12月=31,860円	802		0	機器取付費	75		0	要求額	882		0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th colspan="2">(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				項目	小計	(うち特財)		調整額	0		0
項目	小計	(うち特財)																																									
レベルアップ分																																											
救急通報システム運用経費 @400×1人×12月=4,800円 (自己負担あり@400円/月の対象者1名)	5		0																																								
既存経費分																																											
救急通報システム運用経費 @3,055×21人×12月=769,800円 (3,055-400)×1人×12月=31,860円	802		0																																								
機器取付費	75		0																																								
要求額	882		0																																								
項目	小計	(うち特財)																																									
調整額	0		0																																								
10 調整の考え方				<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> <td>882</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ~ 令和 年</td> <td>限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="2">救急通報システム運用経費（レベルアップ分） 5千円/年</td> </tr> </table>				財源内訳	国庫支出金			都支出金			その他特財			一般財源	-	882	債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト		救急通報システム運用経費（レベルアップ分） 5千円/年																
財源内訳	国庫支出金																																										
	都支出金																																										
	その他特財																																										
	一般財源	-	882																																								
債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額																																								
事業実施に伴う将来コスト		救急通報システム運用経費（レベルアップ分） 5千円/年																																									

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課
問合せ	障害者支援係 TEL:03-3578-2460

NO	96
----	----

(単位：千円)

1 事業名	手話通訳提供等事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 20 関連計画 港区地域保健福祉計画	施策No. 1	施策名 障害者が安全に安心して暮らせる環境の整備		
2 事業説明文	手話通訳を必要とする方のニーズに対応するため、担い手となる手話通訳者の報酬単価を引き上げます。また、中途失聴者・難聴者のコミュニケーション手段の確保、仲間づくりの場を創出するため、中途失聴者・難聴者向け手話講習会を実施します。									
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等	<p><レベルアップ分></p> <p>①手話通訳者報酬単価の引上げ 最初の1時間 : 3,000円→4,000円 1時間から2時間まで : 4,000円→5,000円 ※以降、1時間当たり2,000円を加算</p> <p>②動画への手話ワイプ表示の徹底（撮影及び動画編集業務追加）</p> <p>③中途失聴者・難聴者向け手話講習会の実施</p> <p>④透明ディスプレイの設置</p> <p>【実施手法】 業務委託 【対象】 区内の聴覚障害者又は言語機能障害者、港区登録手話通訳者 【実施時期】 令和6年4月から</p> <p>■スケジュール 令和6年4月1日 手話通訳者派遣に係る報酬単価引上げ</p>				<p><通常実施分（参考）></p> <p>①手話通訳報酬単価 最初の1時間：3,000円、2時間：4,000円、 3時間以降：2,000円ずつ加算（3時間の場合：6,000円、4時間の場合：8,000円、…）</p> <p>②手話ワイプ撮影における手話通訳者派遣費用（手話通訳者への報酬）のみ予算計上しています。</p> <p>③港区手話講習会 【実施手法】業務委託 【対象】義務教育終了後の区内在住・在勤・在学者で手話通訳者の養成過程を修了後、主として区内において通訳活動ができる人 【実施時期】5月～翌2月の間の週1回。実施回数はクラスにより5～35回実施</p> <p>■関連法令・備考など 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例</p>					
4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）	<p>・手話通訳者派遣について、利用者である聴覚障害者等のニーズが年々高まっている一方で、担い手となる手話通訳者（港区登録手話通訳者）数は横ばいで推移しており、手話通訳者の手配が難航するケースもしばしばあり、担い手不足が課題となっています。また、新規登録者をはじめ経験の浅い手話通訳者が個人派遣の案件時、一人での活動に不安を感じ、積極的に活動に参加しづらいケースがあります。</p> <p>・中途失聴者・難聴者向け手話講習会について、当事者が手話を学べる場が限定されています。</p>									
5 国・都・特別区等の具体的な取組状況	<p>都：中途失聴者・難聴者向け手話講習会を実施 区：手話通訳者派遣事業23区で実施（中野区：各区の実態を踏まえ、R5年度から手話通訳者報酬単価引上げ） 中途失聴者・難聴者向け手話講習会実施区：品川区、大田区、世田谷区、杉並区、練馬区</p>									
6 事業実施により得られる効果・成果	<p>・手話通訳者の報酬単価を引き上げるにより、担い手となる手話通訳者をより一層支援することに加え、新規登録手話通訳者の確保につながります。また、新規登録者をはじめ経験の浅い手話通訳者が積極的に活動できるよう、個人派遣を前提としている案件でも複数派遣で実施するなど、活動機会の増加、支援の充実につながります。</p> <p>・中途失聴者・難聴者向け手話講習会の実施により、中途失聴者・難聴者のコミュニケーション手段の確保、仲間づくりの場の創出に寄与します。</p>									
7 事務事業評価結果	<p>レベルアップ：手話通訳者の報酬単価を引き上げることなどについて、手話通訳が必要な方々への支援につながり、ニーズに対する充実した対応が期待できるため。</p>									
8 要求内容	項目		小計	（うち特財）	9 調整内容					
<p>レベルアップ分</p> <p>①港区手話通訳支援事業業務委託 2,875 2,875</p> <p>②動画手話ワイプ挿入撮影及び編集に係る経費 330 330</p> <p>③港区手話通訳者養成事業実施経費 2,514 2,514</p> <p>④透明ディスプレイ購入、管理経費 7,813 7,813</p> <p>既存経費分</p> <p>港区手話通訳者等支援事業、港区手話通訳者養成事業実施経費（既存分） 38,950 38,950</p> <p>港区遠隔手話通訳サービス等事業実施経費（視覚障害者遠隔サポート事業経費含む） 11,009 11,009</p> <p>手話通訳者設置事業経費、手話出張講座経費、失語症者コミュニケーション事業経費 5,962 5,907</p>					<p>項目</p>				小計	（うち特財）
要求額					69,453	69,398	調整額		0	0
10 調整の考え方					財源内訳					
		国庫支出金	地域生活支援事業費等補助金（1/2）				34,724			
		都支出金	地域生活支援費等（1/4）、障害者福祉諸費				17,652			
		その他特財	障害者福祉推進基金繰入金				17,022			
		一般財源	-				55			
		債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額					
		事業実施に伴う将来コスト		港区手話通訳支援事業業務委託経費 5,389千円（うち特財5,389千円）/年						

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部障害者福祉課
問合せ	障害者給付係 TEL:03-3578-2389

NO 97

(単位：千円)

1 事業名	障害者（児）日常生活用具		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 20	施策No. 2	施策名	障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実																																						
					関連計画	港区地域保健福祉計画			⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現																																						
2 事業説明文	障害者（児）日常生活、就労等の社会生活の利便と向上を図るため、日常生活用具の給付について、基準額上限を引き上げるとともに給付対象を拡大します。																																														
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																																										
<p><レベルアップ分></p> <p>①ストーマ装具の基準額上限を上げます。 泌尿器系：11,639円→15,000円/月 消化器系：8,858円→13,000円/月 【対象者】ぼうこう又は直腸機能障害（ストーマを造設したもの）</p> <p>②排尿のタイミングを把握しトイレに促すことができる排せつ予測支援機器を、新たに、給付対象とします。 【対象者】排尿・排便機能障害の方 【給付額】機器本体99,000円、 消耗品（シート等）16,000円（6か月間）</p> <p>③電動機器による医療的ケアが必要な方が、災害時にも安全に過ごせるよう、新たに、災害用バッテリーを給付対象とします。 【対象者】たんの吸引や薬液の吸入などの医療的ケアが必要な方 【給付額】機器本体100,000円</p>					<p><通常実施分（参考）></p> <p>事業内容 (1) 対象者 ぼうこう又は直腸機能障害（ストーマを造設したもの） (2) 給付方法 各総合支所区民課で申請給付決定し、事業者に依頼して本人に現物給付。 障害者福祉課では、給付した業者からの請求に基づき支出。 (3) 給付額 泌尿器系月額11,639円、消化器系月額 8,858円。</p>					<p>①平成5年に基準額上限価格が設定されて以降、物価高騰によりストーマ装具代が上昇しており、区が行ったアンケートで半数以上に自己負担が発生しており、自己負担がなくとも交換日数を長くしたり外出を控えるなどの状況があります。 ②排せつ予測支援機器は、令和4年から特定福祉用具として介護保険で利用可能ですが、障害者の日常生活用具の対象に追加を求める陳情が、令和5年6月に区議会に提出されるなど要望が出ています。 ③災害時に停電になった際に、電動機器による医療的ケアが必要な方が安全に過ごすためには、電源の確保が必要です。医療的ケアが必要な児童の保護者から、災害用バッテリーへの補助の要望が出ています。</p>																																					
<p>■スケジュール</p> <p>①令和6年4月 月額基準額上限引き上げ ※上限額変更開始前に周知 ②③令和6年4月 申請受付開始</p>					<p>■関連法令・備考など</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 港区障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱 港区障害者（児）日常生活用具給付実施要領</p>					<p>5 国・都・特別区等の具体的な取組状況</p> <p>①新宿区：令和5年4月基準額引き上げ（泌尿器系・消化器系いずれも13,000円） 中央区、千代田区、台東区、江東区、杉並区、世田谷区値上げの方向で予算計上検討中。（価格未定） ②23区内では実施していません。 ③来年度、渋谷区で実施予定です（調査中）。</p>																																					
6 事業実施により得られる効果・成果					<p>①自己負担の軽減はもとより、例えばオストメイト（消化器系・泌尿器系）を適切に使用することで、本人や家族が、皮膚のただれやにおいの問題から解放され、安心して外出をすることができ、障害者のQOLの上昇につながります。 ②自立排せつを促し、障害のある方の尊厳を守るとともに、介助者の負担軽減やおむつの使用枚数削減などに繋がります。 ③障害のある方や家族に対して、災害時における電源の確保の不安を解消できます。</p>																																										
7 事務事業評価結果					<p>レベルアップ：日常生活用具の給付対象用具を拡充することについて、日常生活、就労等における社会生活の利便性が向上し、在宅の障害者（児）に対する支援の強化が期待できるため。</p>																																										
8 要求内容					9 調整内容																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">レベルアップ分</td> </tr> <tr> <td>①【排泄管理支援用具ストマ】扶助費 泌尿器系増額分月額@3,361円×695件×0.8=1,868,716円</td> <td>1,869</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>消化器系増額分月額@4,142円×2,086件×0.8=6,912,170円</td> <td>6,913</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>②【排せつ予測支援機器】扶助費（本体90,000円+消耗品16,000円×2）×5件=610,000円</td> <td>610</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>③【災害用バッテリー】扶助費 100,000円×5件=500,000円</td> <td>500</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="3">既存経費分</td> </tr> <tr> <td>扶助費（その他の用具等）</td> <td>43,569</td> <td>32,677</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>53,461</td> <td>32,677</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	（うち特財）	レベルアップ分			①【排泄管理支援用具ストマ】扶助費 泌尿器系増額分月額@3,361円×695件×0.8=1,868,716円	1,869	0	消化器系増額分月額@4,142円×2,086件×0.8=6,912,170円	6,913	0	②【排せつ予測支援機器】扶助費（本体90,000円+消耗品16,000円×2）×5件=610,000円	610	0	③【災害用バッテリー】扶助費 100,000円×5件=500,000円	500	0	既存経費分			扶助費（その他の用具等）	43,569	32,677	要求額	53,461	32,677	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">調整額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>							項目	小計	（うち特財）	調整額				0	0
項目	小計	（うち特財）																																													
レベルアップ分																																															
①【排泄管理支援用具ストマ】扶助費 泌尿器系増額分月額@3,361円×695件×0.8=1,868,716円	1,869	0																																													
消化器系増額分月額@4,142円×2,086件×0.8=6,912,170円	6,913	0																																													
②【排せつ予測支援機器】扶助費（本体90,000円+消耗品16,000円×2）×5件=610,000円	610	0																																													
③【災害用バッテリー】扶助費 100,000円×5件=500,000円	500	0																																													
既存経費分																																															
扶助費（その他の用具等）	43,569	32,677																																													
要求額	53,461	32,677																																													
項目	小計	（うち特財）																																													
調整額																																															
	0	0																																													
10 調整の考え方					<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td>地域生活支援事業費等補助金</td> <td>21,785</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>地域生活支援費</td> <td>10,892</td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ~ 令和 年</td> <td>限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="2">扶助費（レベルアップ分）経費 9,892千円/年</td> </tr> </table>							財源内訳	国庫支出金	地域生活支援事業費等補助金	21,785	都支出金	地域生活支援費	10,892	その他特財			一般財源	-	0	債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト		扶助費（レベルアップ分）経費 9,892千円/年																
財源内訳	国庫支出金	地域生活支援事業費等補助金	21,785																																												
	都支出金	地域生活支援費	10,892																																												
	その他特財																																														
	一般財源	-	0																																												
債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額																																												
事業実施に伴う将来コスト		扶助費（レベルアップ分）経費 9,892千円/年																																													

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部障害者福祉課
問合せ	障害者給付係 TEL:03-3578-2389

NO 98

(単位：千円)

1 事業名	障害者（児）寝具乾燥消毒		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 20	施策No. 2	施策名	障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実																								
						関連計画	港区地域保健福祉計画																										
2 事業説明文	在宅で生活する障害者（児）の臥床環境を改善するため、利用者からのニーズが高い水洗い消毒を年1回から、衣替えの時期である春季及び秋季の年2回に増やします。																																
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																												
<p><レベルアップ分> 水洗い消毒を年1回から、衣替えの時期である春季及び秋季の年2回に増やします。 【実施手法】委託事業者が利用者宅に訪問し寝具を回収し、工場で乾燥消毒を実施。 【対象】身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、寝具の乾燥が困難と認められる人 【実施時期】水洗いは春季及び秋季 【回数】年12回（うち2回は水洗い）</p> <p><通常実施分（参考）> 【実施手法】委託事業者が利用者宅から寝具を回収し、工場で乾燥消毒を実施。 【対象】身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、寝具の乾燥が困難と認められる人 【実施時期】年12回（うち1回は水洗い）</p>					<p>本事業は170人が登録している事業で、毎月の乾燥消毒は50～60人前後ですが、水洗い消毒の月は154人の利用ありニーズが多い状況です。また、衣替えの時期に合わせて水洗い消毒を求める声があり、現行の年1回に加えてもう1回とすることで、利用者のニーズに応えることができます。</p>																												
<p>■スケジュール 令和6年3月 入札により委託事業者を決定・契約締結 4月 水洗い消毒を年2回に変更し事業開始</p>					<p>■関連法令・備考など 港区寝具乾燥等消毒事業実施要綱</p>																												
5 国・都・特別区等の具体的な取組状況					20区が事業を実施し、うち13区が乾燥以外の特殊消毒（水洗い消毒や丸洗い衛生、薬品消毒等）を年2回以上実施																												
6 事業実施により得られる効果・成果					寝具の水洗い消毒を年2回に増やし清潔で心地よい環境にすることで、福祉の増進が図られます。																												
7 事務事業評価結果					継続																												
8 要求内容					9 調整内容																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベルアップ分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>寝具乾燥消毒実施経費（年2回実施分4,009,950円－年1回実施分3,671,500円）</td> <td>338</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>既存経費分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>寝具乾燥消毒実施経費</td> <td>3,672</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>4,010</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	（うち特財）	レベルアップ分			寝具乾燥消毒実施経費（年2回実施分4,009,950円－年1回実施分3,671,500円）	338	0	既存経費分			寝具乾燥消毒実施経費	3,672	0	要求額	4,010	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	（うち特財）	調整額	0	0
項目	小計	（うち特財）																															
レベルアップ分																																	
寝具乾燥消毒実施経費（年2回実施分4,009,950円－年1回実施分3,671,500円）	338	0																															
既存経費分																																	
寝具乾燥消毒実施経費	3,672	0																															
要求額	4,010	0																															
項目	小計	（うち特財）																															
調整額	0	0																															
10 調整の考え方					<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>－</td> <td>4,010</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ～ 令和 年</td> <td>限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="3">寝具水洗い消毒実施経費 338千円/年</td> </tr> </table>					財源内訳	国庫支出金			都支出金			その他特財			一般財源	－	4,010	債務負担行為		令和 年 ～ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト		寝具水洗い消毒実施経費 338千円/年				
財源内訳	国庫支出金																																
	都支出金																																
	その他特財																																
	一般財源	－	4,010																														
債務負担行為		令和 年 ～ 令和 年	限度額																														
事業実施に伴う将来コスト		寝具水洗い消毒実施経費 338千円/年																															

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課
問合せ	障害者施設係 TEL:03-3578-2388

NO	99
----	----

(単位：千円)

1 事業名	障害者グループホーム支援		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 20	施策No. 2	施策名	障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実																								
						関連計画	港区地域保健福祉計画																										
2 事業説明文	民間事業者による障害者グループホームの設置・整備を促進するため、民間事業者が障害者グループホームを整備する際に活用できる施設整備費の補助について、補助を拡大します。																																
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																												
<p><レベルアップ分> 障害者グループホームの施設整備費補助</p> <p>【実施手法】 整備実績に応じて支払い</p> <p>【対象】 障害者グループホーム整備予定の民間事業者</p> <p>【実施時期】 令和6年度以降、案件発生時</p> <p>【補助率・上限】 補助率1/8 上限300万円 → グループホーム1ユニット当たり30,000千円</p> <p>■スケジュール 令和6年3月 「港区知的障害者グループホーム運営費等補助金交付要綱」及び「港区精神障害者グループホーム運営費補助金交付要綱」の改正 4月 新たな補助基準額での補助を開始</p>					<p><通常実施分（参考）> 障害者グループホームの運営費補助</p> <p>【実施手法】 申請に基づく概算払い 運営実績に応じて清算</p> <p>【対象】 障害者グループホームを運営する民間事業者</p> <p>障害者グループホームの設置については、これまで、区の調査結果、関係団体など、様々な場面での要望を受け、区有施設の整備に併せた設置・拡充に努めていますが、近年の障害者を取り巻く状況は、重度化・高齢化、「親なき後」など多様化しており、グループホーム設置のニーズは高まり続けています。また、グループホームの入居を望んでいる一部の障害者は、日常生活の場として、短期入所を長期間利用するという実態も起きています。区有施設を整備するための用地は限られている中、区は、こうしたニーズに対応するため、整備促進のために施設整備に係る工事費の補助事業を実施していますが、これまでの実績は1件のみとなっており、近年、整備が進まない状況です。</p>																												
					5 国・都・特別区等の具体的な取組状況																												
					<p>国：社会福祉施設等整備費補助（国庫補助）：補助基準額の2/3を助成 都：障害者通所施設等整備費補助：補助基準額の7/8を助成（令和5年度着工分まで）</p>																												
					6 事業実施により得られる効果・成果																												
					区における民設のグループホームの設置の支援をより一層推進し、区が直面するグループホーム整備のニーズに応えることができます。																												
					7 事務事業評価結果																												
					レベルアップ：施設整備に係る補助を拡充することについて、民間事業者による障害者グループホームの整備の促進につながり、グループホーム整備に係るニーズへの対応が期待できるため。																												
8 要求内容					9 調整内容																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベルアップ分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・障害者グループホーム施設整備補助（1ユニット単位）</td> <td>30,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>既存経費分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・障害者グループホーム運営補助（知的・精神）</td> <td>58,582</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>88,582</td> <td>287</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	（うち特財）	レベルアップ分			・障害者グループホーム施設整備補助（1ユニット単位）	30,000	0	既存経費分			・障害者グループホーム運営補助（知的・精神）	58,582	287	要求額	88,582	287	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	（うち特財）	調整額	0	0
項目	小計	（うち特財）																															
レベルアップ分																																	
・障害者グループホーム施設整備補助（1ユニット単位）	30,000	0																															
既存経費分																																	
・障害者グループホーム運営補助（知的・精神）	58,582	287																															
要求額	88,582	287																															
項目	小計	（うち特財）																															
調整額	0	0																															
10 調整の考え方					<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td>建物賃借料（障害者グループホーム六本木）</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> <td>88,295</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ~ 令和 年</td> <td>限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="3">施設整備に係る補助経費 30,000千円（うち特財0千円）/年</td> </tr> </table>					財源内訳	国庫支出金			都支出金			その他特財	建物賃借料（障害者グループホーム六本木）	287	一般財源	-	88,295	債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト		施設整備に係る補助経費 30,000千円（うち特財0千円）/年				
財源内訳	国庫支出金																																
	都支出金																																
	その他特財	建物賃借料（障害者グループホーム六本木）	287																														
	一般財源	-	88,295																														
債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額																														
事業実施に伴う将来コスト		施設整備に係る補助経費 30,000千円（うち特財0千円）/年																															

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課
問合せ	障害者支援係 TEL:03-3578-2825

NO	100
----	-----

(単位：千円)

1 事業名	障害者（児）日中一時支援事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 20 関連計画	施策No. 2 港区地域保健福祉計画	施策名	障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実 ⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現																																						
2 事業説明文	日中活動後に行き場が必要な障害者や、放課後等デイサービスを利用することのできない障害児等が、安心して過ごすことのできる居場所を提供するため、サービス提供事業者へのサービス費支払いにかかる単価を見直します。																																														
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																																										
<p><レベルアップ分> 障害者（児）日中一時居場所提供事業の提供拡大を図るため、サービス提供事業者へのサービス費支払いにかかる単価を増額します。</p> <p>【対象】 日中活動後に行き場が必要な障害者や、放課後等デイサービスを利用することのできない障害児等</p> <p>【補助内容】 区分4以上 : @2,200→@3,100 区分3以下、障害児分 : @2,200→@2,500</p>					<p><通常実施分（参考）> (1) 重度障害児日中一時支援事業 学童事業を全国的に展開しているNPO法人に業務委託し、学校の長期休業中に障害保健福祉センターで余暇支援を実施。 対象：小学校1年生～高校3年生の重度障害児</p> <p>(2) 障害者（児）日中一時居場所提供事業 障害福祉サービスを実施している事業者複数と区が協定を締結し、障害児・者の居場所支援を実施。 利用実績に応じた利用料（サービス費の1割）を利用者から区が徴収。 対象：障害児）小学校1年生～高校3年生 障害者）18歳以上</p>					<p>・生活介護や就労継続支援などの日中活動の終了後、家族の仕事が終わるまで居場所がない</p> <p>・事業所の数が限られており、定員や特性等の問題から、放課後等デイサービスなどを利用することができない</p> <p>・活動後や放課後など、特定の時間に希望者が殺到するため、移動支援等を利用できない</p> <p>・日中活動後の余暇活動を楽しむことのできる場所が必要</p>																																					
<p>■スケジュール 令和6年4月実施分より単価改定</p>					<p>■関連法令・備考など 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 港区重度障害児日中一時支援事業実施要綱 港区障害者（児）日中一時居場所提供事業実施要綱</p>							5 国・都・特別区等の具体的な取組状況																																			
					<p>つくば市：障害者・障害児、66事業所 協定（令和2年度のべ実施回数20,802回） 台東区：障害者・障害児、3事業所（短期入所施設等）協定 豊島区：障害者・障害児、4事業所（短期入所施設等）協定</p>																																										
					6 事業実施により得られる効果・成果																																										
					<p>単価を上げることで協定締結事業者の拡充を図り、障害者（児）の受け入れ人数が増え、居場所の確保につながる。</p>																																										
					7 事務事業評価結果																																										
					<p>継続</p>																																										
8 要求内容					9 調整内容																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">レベルアップ分</td> </tr> <tr> <td>扶助費・区分4以上：差額900円×4名×20時間×12か月＝864千円</td> <td>24,840</td> <td>18,630</td> </tr> <tr> <td>・区分4未満及び障害児：差額400円×41名×20時間×12か月＝3,936千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・人数増加分：（3,100円×11名＋2,600円×19名）×20時間×12か月＝20,040千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">既存経費分</td> </tr> <tr> <td>委託料（重度障害児日中一時支援事業）</td> <td>8,277</td> <td>6,207</td> </tr> <tr> <td>扶助費（従前単価継続分）2,200円×（区分4以上4名＋区分4未満及び障害児41名）</td> <td>23,760</td> <td>17,820</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>56,877</td> <td>42,657</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	（うち特財）	レベルアップ分			扶助費・区分4以上：差額900円×4名×20時間×12か月＝864千円	24,840	18,630	・区分4未満及び障害児：差額400円×41名×20時間×12か月＝3,936千円			・人数増加分：（3,100円×11名＋2,600円×19名）×20時間×12か月＝20,040千円			既存経費分			委託料（重度障害児日中一時支援事業）	8,277	6,207	扶助費（従前単価継続分）2,200円×（区分4以上4名＋区分4未満及び障害児41名）	23,760	17,820	要求額	56,877	42,657	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">調整額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>							項目	小計	（うち特財）	調整額				0	0
項目	小計	（うち特財）																																													
レベルアップ分																																															
扶助費・区分4以上：差額900円×4名×20時間×12か月＝864千円	24,840	18,630																																													
・区分4未満及び障害児：差額400円×41名×20時間×12か月＝3,936千円																																															
・人数増加分：（3,100円×11名＋2,600円×19名）×20時間×12か月＝20,040千円																																															
既存経費分																																															
委託料（重度障害児日中一時支援事業）	8,277	6,207																																													
扶助費（従前単価継続分）2,200円×（区分4以上4名＋区分4未満及び障害児41名）	23,760	17,820																																													
要求額	56,877	42,657																																													
項目	小計	（うち特財）																																													
調整額																																															
	0	0																																													
10 調整の考え方					<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td>地域生活支援事業費等補助金</td> <td>28,439</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>地域生活支援費</td> <td>14,218</td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td></td> <td>14,220</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ～ 令和 年</td> <td>限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="2">56,877（うち特定財源 42,657千円）千円／年</td> </tr> </table>							財源内訳	国庫支出金	地域生活支援事業費等補助金	28,439	都支出金	地域生活支援費	14,218	その他特財			一般財源		14,220	債務負担行為		令和 年 ～ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト		56,877（うち特定財源 42,657千円）千円／年																
財源内訳	国庫支出金	地域生活支援事業費等補助金	28,439																																												
	都支出金	地域生活支援費	14,218																																												
	その他特財																																														
	一般財源		14,220																																												
債務負担行為		令和 年 ～ 令和 年	限度額																																												
事業実施に伴う将来コスト		56,877（うち特定財源 42,657千円）千円／年																																													

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 保健福祉課	NO	101
問合せ	福祉総合窓口推進担当 TEL:03-3578-2334		

(単位：千円)

1 事業名	港区重層的支援体制整備事業の推進		要求区分	新規	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 18	施策No. 1	施策名	港区ならではの地域包括ケアの推進																									
					関連計画	港区地域保健福祉計画	⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現																											
2 事業説明文	区民が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように福祉の支援体制を強化するため、あらゆる状況に置かれた区民の相談支援、社会参加の支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する、港区重層的支援体制整備事業の令和7年度開始に向けて準備を進めます。																																	
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																													
<p>重層的支援体制整備事業には、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援の柱があります。具体的な支援は、各所管課が既存事業の中で実施します。</p> <p>保健福祉課では、重層的支援体制整備事業の実施要件となる①多機関協働事業（重層的支援会議）、②支援会議、③参加支援事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施します。</p> <p>①多機関協働事業 複合化・複雑化した問題を抱える相談者について、多機関協働事業者の調整のもと、支援関係者が連携して支援の見直しをつけるまで伴走する仕組みです。令和6年度に試行実施し、その結果を踏まえて、令和7年度に本格実施します。</p> <p>【対象】 複合的な課題を抱え、単独の福祉関係機関等では対応が難しく、かつ、福祉関係機関等の役割分担や支援の方向性の整理が求められる課題を有する者</p> <p>②支援会議 個人情報共有について当事者本人の同意が得られない場合にあって、地域の見守りが必要な者に対し、多機関協働事業者の調整のもと支援関係者が連携して支援方法を検討する仕組みで、令和7年度から実施します。令和6年度は実施に向けた検討を行います。</p> <p>【対象】 個人情報共有について当事者本人の同意が得られない状況にあるが、地域における見守り体制や支援方法の検討が必要な者</p> <p>③参加支援事業 既存の参加支援に向けた支援では対応できない個別のニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。</p> <p>【対象】 既存の参加支援に関する事業では対応できない場合</p> <p>④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下「アウトリーチ等事業」といいます。） 複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人に支援を届けるため、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、本人との関係性の構築を目指します。</p> <p>【対象】 複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない者</p> <p>【実施手法】 ①～④の各事業について、一部業務を委託して実施します。</p>					<p>家族構成や地域社会の変容等により、福祉に関する法律や制度の改正が進む一方、制度の対象とならない生活課題や複合的な課題を抱える世帯への対応など、行政需要の多様化かつ複雑化に伴い、高齢、障害、子ども、生活困窮等の分野別の対応が困難なケースが浮き彫りになっています。区では、令和4年8月に、各地区総合支所区民課に「福祉総合窓口」を設置して相談体制を整えましたが、相談者に寄り添った支援を充実するためには、複合的な課題に対する各支援機関の役割分担等の調整機能を強化して、さらなる多機関・多職種連携を推進する必要があります。</p>																													
5 国・都・特別区等の具体的な取組状況					令和3年4月施行の改正社会福祉法において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため「重層的支援体制整備事業」が創設されました。すでに、世田谷区、中野区、墨田区等6区が実施済みです。																													
6 事業実施により得られる効果・成果					<p>(1) 制度の狭間にいる相談者への包括的な支援の提供 多機関・多職種の連携が強化され、法の後ろ盾のもと、制度の狭間にいる相談者に対し、分野や制度を超えて支援関係者が連携することで、寄り添った支援が可能になります。</p> <p>(2) 本人同意がない区民への迅速な対応 個人情報共有の本人同意が得られない場合でも、法の規定に基づき、支援関係者に守秘義務を課した上で情報共有ができる「支援会議」の設置が可能となり、速やかに具体的な支援を検討することが可能となります。</p> <p>(3) 補助金の一体的な交付 事業経費に対し、一体的な交付金を受けることができます。既存の事業単位の補助金では困難であった包括的・複合的な支援事業に対しても柔軟に財源充当が可能となります。</p>																													
7 事務事業評価結果					—																													
8 要求内容					9 調整内容																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>うち特財</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港区重層的支援体制整備事業実施準備に係る経費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人件費相当分</td> <td>9,131</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>事務経費</td> <td>2,382</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	うち特財	港区重層的支援体制整備事業実施準備に係る経費			人件費相当分	9,131	0	事務経費	2,382	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>うち特財</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	うち特財		0	0							
項目	小計	うち特財																																
港区重層的支援体制整備事業実施準備に係る経費																																		
人件費相当分	9,131	0																																
事務経費	2,382	0																																
項目	小計	うち特財																																
	0	0																																
<table border="1"> <tr> <td>要求額</td> <td>11,513</td> <td>0</td> </tr> </table>					要求額	11,513	0	<table border="1"> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>					調整額	0	0																			
要求額	11,513	0																																
調整額	0	0																																
10 調整の考え方					<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>—</td> <td>11,513</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年</td> <td>～ 令和 年</td> <td>限度額</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="4">港区重層的支援体制整備事業実施準備に係る経費 11,513円/年</td> </tr> </table>					財源内訳	国庫支出金			都支出金			その他特財			一般財源	—	11,513	債務負担行為		令和 年	～ 令和 年	限度額		事業実施に伴う将来コスト		港区重層的支援体制整備事業実施準備に係る経費 11,513円/年			
財源内訳	国庫支出金																																	
	都支出金																																	
	その他特財																																	
	一般財源	—	11,513																															
債務負担行為		令和 年	～ 令和 年	限度額																														
事業実施に伴う将来コスト		港区重層的支援体制整備事業実施準備に係る経費 11,513円/年																																

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 保健福祉課
問合せ	保健福祉総合調整係 TEL:03-3578-2328

NO	102
----	-----

(単位：千円)

1 事業名	成年後見制度利用促進事業（一般会計・介護保険会計）		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 18 関連計画 港区地域保健福祉計画	施策No. 3 ⑥ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現	施策名 成年後見制度の理解と利用の促進		
2 事業説明文	港区成年後見人等報酬助成事業について、成年後見人等の担い手を確保し積極的な後見人活動等に取り組めるようにするため、成年後見人等の報酬の助成金額の上限額を撤廃し家庭裁判所で決定された報酬額的全額を助成します。									
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等	<p><レベルアップ分> 港区成年後見人等報酬助成事業の拡充 【実施手法】 港区成年後見人等報酬助成事業実施要綱を改正し、助成金額の上 限額を撤廃します。 【助成の対象者】 成年被後見人等（成年被後見人、被保佐人及び被補助人）から報 酬を得ることができない成年後見人等（成年後見人、保佐人、補 助人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人） 【実施時期】 令和6年度から 【助成の要件】 港区 成年後見人等報酬助成事業実施要綱第2条のとおり 【補助率・上限】 ◎高齢分：地域支援事業交付金（国庫補助） 補助率 国38.5/100、都道府県19.25/100、 ※1号保険料 23/100 ◎障害分（保健福祉課）：地域福祉推進包括補助事業補助金（都補助） 補助率1/2 上限500万円 （障害者福祉課）：地域生活支援事業等補助金（国庫補助） 補助率1/2 上限…厚生労働大臣が認める額</p> <p>■スケジュール 令和6年4月 事業開始</p>				<p><通常実施分（参考）> ・成年後見制度利用に関する相談対応 ・成年後見制度利用の申立支援 ・成年後見人等への支援 ・地域連携ネットワークの構築、運用、推進 ・権利擁護支援チームの取組 ・港区成年後見制度申立経費助成事業 ・港区成年後見人等候補者推薦事業 ・港区社会貢献型後見人等候補者養成事業 【実施手法】 ・港区成年後見制度利用促進協議会、港区成年後見 制度利用促進検討会議の開催 ・区長申立事務支援 ・港区社会福祉協議会への業務委託 【対象】 権利擁護を必要とする区民 【実施時期】 通年</p> <p>■関連法令・備考など 成年後見制度の利用の促進に関する法律 港区成年後見制度利用促進事業実施要綱 港区成年後見人等報酬助成事業実施要綱 港区成年後見制度申立経費助成事業実施要綱 港区成年後見人等候補者推薦事業実施要綱 港区社会貢献型後見人等候補者養成事業実施要綱 港区成年後見制度利用促進協議会設置要綱 港区成年後見制度利用促進検討会議設置要綱 港区成年後見審判申立事業に関する要綱</p>					
4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）	成年後見人等報酬費助成事業の利用者は、令和元年には18件、令和4年度には32件となっており、今後も増加することが見込まれます。現在の報酬費単価は、平成14年介護給付費負担金通知書（厚生労働省）を参考にしており、区の助成額が家庭裁判所で決定された報酬額を下回る件数が令和4年度は32件中17件、令和5年度は7月末現在19件中12件となっています。関係者からも、報酬が見込めないうえに内容が困難なケースが増大しており、専門職が安心して受任できるケースが減少しているという声が聞かれます。報酬を担保しなければ、成年後見人等の担い手不足を招く要因となり、結果、区民に不利益がもたらされることとなります。									
5 国・都・特別区等の具体的な取組状況	他特別区：荒川区・葛飾区の2区では上限はありません 国：第二期成年後見制度利用促進基本計画で、「後見人への適切な報酬の付与」を挙げています。									
6 事業実施により得られる効果・成果	成年後見人等へ確実に報酬助成を行うことで成年後見人等の担い手の確保、区民への安心した活動の提供、より積極的に後見人等活動を行うことが可能となり、成年後見制度の利用の推進につながります。									
7 事務事業評価結果	レベルアップ：成年後見人等の報酬の助成金額上限を撤廃することについて、活動に対する報酬を全額受け取ることができていない現状を解消することで、担い手の確保につながり、成年後見制度の更なる利用促進が期待できるため。									
8 要求内容	項目		小計	(うち特財)	9 調整内容					
<p>レベルアップ分</p> <p>港区成年後見人等報酬助成事業 (保健福祉課) 報酬助成金 (@260,000×7件=1,820,000円) 障害者分 (各総合支所合計) 報酬助成金 (@260,000×3件=780,000円) 障害者分 (介護保険会計) 報酬助成金 (@260,000×70件=18,200,000円) 高齢者分</p> <p>既存経費分(保健福祉課)</p> <p>港区成年後見制度利用促進協議会委員報償 (委員長@19,000×1人×2回+委員[学識経験者]@16,000×7人×2回+その他委員@13,000×7人×2回=444,000円)</p> <p>港区成年後見制度利用促進事業業務委託 (@36,841,759×1式×1.1=40,525,935円)</p> <p>港区成年後見制度申立経費助成事業 申立経費助成金 (@10,000×1件+@150,000×1件=160,000円)</p>					20,800	15,996	調整額			
要求額					61,930	28,192	0	0		
10 調整の考え方	財源内訳		債務負担行為		事業実施に伴う将来コスト					
国庫支出金		令和 年 ~ 令和 年		限度額						
都支出金										
その他特財										
一般財源		-								
高年齢分：地域支援事業交付金(国38.5/100、都19.25/100) 支所障害分：地域生活支援事業等補助金(上限…厚生労働大臣が認める額、補助率1/2)		10,900								
保健福祉課障害分：地域福祉推進包括補助事業補助金(上限5,000千円、補助率1/2)		13,106								
1号保険料		4,186								
-		33,738								
港区成年後見人等報酬助成事業		20,800千円(うち特財15,996千円) /年								

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	産業・地域振興支援部 地域振興課
問合せ	国際化推進係 TEL:03-3578-2308 (内4303)

NO	103
----	-----

(単位：千円)

1 事業名	多言語対応推進（タブレット端末等による通訳サービス業務委託）	要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No.	10	施策No.	3	施策名	多様な主体との連携による国際力の強化																																				
					関連計画	港区国際化推進プラン		⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現																																						
2 事業説明文	電話での多言語による相談等の対応を整備するため、三者通話の機能拡充します。																																													
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等	<p><レベルアップ分> 区ホームページから事前に言語を選択し、利用者と多言語対応コールセンター、各所管課による三者通話を可能とする多言語対応三者通話サービスを拡充します。</p> <p>【R5】外国人からの受電に対し、担当課から多言語コールセンターに連絡することで3者通話が開始されます。 →【R6】外国人が言語を選択したうえで、直接多言語コールセンターにつながり、3者通話が開始されている状態で担当課につながります。</p> <p>【実施手法】 HP上にリンクを作成し、アクセスできるようにします。 【対象】 全外国人区民及び外国にルーツがある区民 【実施時期】 令和6年5月1日～（予定）</p> <p><通常実施分（参考）> ・通訳タブレット（全21台配備。13か国語のテレビ電話通訳及び30か国語の機械翻訳が可能。8/2～汎用型iPadへアプリのみ移行） ・三者通話（入電の際に区民、通訳者、所管課で通話可能。）</p> <p>【実施手法】 タブレット及び電話 【対象】 全外国人区民及び外国にルーツがある区民 【実施時期】 平成28年度～</p>				<p>4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）</p> <p>港区国際化に関する実態調査（令和5年3月）によると、日常生活の困りごとは「日本語の読み書き」が最も多く、必要な政策として「相談体制の充実」が求められており、言葉の壁を感じ日常の困りごとを相談できない外国人が一定数存在する状況です。外国人や職員の日本語以外のコミュニケーションを支援するため、令和3年から電話対応として多言語対応三者通話を実施していますが、事前に言語を選択してから通話するシステムではなく利用しづらいことから、外国人、職員双方にとって利便性の良いサービスにするともに、周知・広報が必要です。所管部署から多言語対応コールセンターへつなぐ方法が複雑なため多言語対応コールセンターへの転送に時間を要し、入電者を待たせてしまう状況が発生しており、多言語対応コールセンターへつなぐまでは職員自身による対応が必要となり、英語以外の言語で入電があった場合、言語の種類が理解できず多言語コールセンターにつなぐこともできない場合があります。</p>																																									
<p>■スケジュール 令和6年4月 業務委託契約締結・既存経費分事業開始・システム構築・HP掲載等のテスト実施 5月 運用開始</p>				<p>5 国・都・特別区等の具体的な取組状況</p> <p>沖縄県：WebRTCを活用した観光客向けの通訳を実施 区：これまでWebRTCの活用はなし</p>																																										
<p>6 事業実施により得られる効果・成果</p> <p>スマートフォン等から港区ホームページを経由して、画面上で希望する言語を事前に選択して多言語対応コールセンターへ架電するシステムを構築することで、架電から終話まで、外国人、通訳オペレーター、所管部署の職員と三者通話ができる環境を整備します。外国人と日本人で行政サービスに差が発生することを防ぎ、職員にとっても、日本語のまま外国人と多言語でコミュニケーションを図ることが可能となります。</p>				<p>7 事務事業評価結果</p> <p>レベルアップ：スマートフォン等から港区ホームページを経由して、外国人、通訳オペレーター、所管部署の職員と三者通話ができる環境を整備することについて、外国人と日本人とで行政サービスにおける差が発生することを防ぐことにつながり、職員における外国人対応の向上が期待できるため</p>																																										
8 要求内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th colspan="2">（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベルアップ分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>タブレット端末等による通訳サービス業務委託(初期経費1,151,000円+63,800円×12月) (ホームページから事前に言語を選択し三者通話を実施する分)</td> <td>1,917</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>既存経費分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>タブレット端末等による通訳サービス業務委託(448,250円×12月+ライセンス110,000円) (既存実施分)</td> <td>5,489</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通訳・翻訳業務</td> <td>4,944</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>12,350</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				項目	小計	（うち特財）		レベルアップ分				タブレット端末等による通訳サービス業務委託(初期経費1,151,000円+63,800円×12月) (ホームページから事前に言語を選択し三者通話を実施する分)	1,917			既存経費分				タブレット端末等による通訳サービス業務委託(448,250円×12月+ライセンス110,000円) (既存実施分)	5,489			通訳・翻訳業務	4,944			要求額	12,350	0	0	<p>9 調整内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th colspan="2">（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>						項目	小計	（うち特財）		調整額	0	0	0
項目	小計	（うち特財）																																												
レベルアップ分																																														
タブレット端末等による通訳サービス業務委託(初期経費1,151,000円+63,800円×12月) (ホームページから事前に言語を選択し三者通話を実施する分)	1,917																																													
既存経費分																																														
タブレット端末等による通訳サービス業務委託(448,250円×12月+ライセンス110,000円) (既存実施分)	5,489																																													
通訳・翻訳業務	4,944																																													
要求額	12,350	0	0																																											
項目	小計	（うち特財）																																												
調整額	0	0	0																																											
10 調整の考え方					<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td></td> <td></td> <td>12,350</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>～</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>限度額</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="7">ホームページから事前に言語を選択し三者通話を実施する分のランニングコスト（レベルアップ分：63,800円×12月＝765,600円/年）</td> </tr> </table>						財源内訳	国庫支出金				都支出金				その他特財				一般財源			12,350	債務負担行為		令和	年	～	令和	年	限度額		事業実施に伴う将来コスト		ホームページから事前に言語を選択し三者通話を実施する分のランニングコスト（レベルアップ分：63,800円×12月＝765,600円/年）							
財源内訳	国庫支出金																																													
	都支出金																																													
	その他特財																																													
	一般財源			12,350																																										
債務負担行為		令和	年	～	令和	年	限度額																																							
事業実施に伴う将来コスト		ホームページから事前に言語を選択し三者通話を実施する分のランニングコスト（レベルアップ分：63,800円×12月＝765,600円/年）																																												

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	産業・地域振興部地域振興課
問合せ	国際化推進係 TEL:03-3578-2308

NO 104

(単位：千円)

1 事業名	地域で育む日本語学習支援プロジェクト		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No.	10	施策No.	2	施策名	日本語学習や文化交流をきっかけとした外国人の地域参画の推進																																	
	関連計画	港区国際化推進プラン				⑧ 地域の力を結集して課題を解決する「参画と協働」の推進																																						
2 事業説明文	外国人住民への日本語学習をより強化するため、在住外国人世帯に事業周知のチラシを配付するとともに日本語サロンを増設します。																																											
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																																							
<p><レベルアップ分> 外国人と日本人がグループになり、その日のテーマに沿って「やさしい日本語」を使いながら交流する「日本語サロン」について木曜日の「日本語サロン」を1期増設し、会場レイアウト等を見直し、各回あたりの定員を増やし受け入れ態勢を整えます。 また、事業周知、参加者の獲得（外国人の地域参画促進）のため、在住外国人世帯にチラシを配付します。 【実施手法】 業務委託 【対象・条件】 日本語サロン：日本語を少し話することができる人 チラシ配付：区内在住外国人 【実施時期】 日本語サロン：令和6年4月～令和7年3月 チラシ配付：令和6年4月 【場所・回数】 R5：木曜コース15回×20名/回=300名、土曜コース15回×20名/回=300名 合計600名 → R6：木曜コース20回×30名/回=600名、土曜コース15回×50名/回=750名 合計1,350名</p> <p>■スケジュール 令和6年4月 チラシ配付 5月 日本語サロン開始</p> <p>■関連法令・備考など 日本語教育の推進に関する法律</p>					<p>令和5年度に実施した地域で育む日本語学習支援プロジェクト参加者へのアンケートの結果から、基礎日本語教室や日本語サロンへの参加を通じ、日本語が上達したと答えた人が96%、日本語を話すことが増えたと答えた人が84%となっており、本事業が外国人の日本語習得の一助となっています。また、令和4年度に実施した港区国際化に関する実態調査では、日常生活で日本語に困っている、地域活動に参加しようとする時、言葉の支援がほしいとする声が増えています。 各調査結果において、日本語サロンをはじめ、日本語を使って活動できる場の提供や、基礎日本語教室での言葉の支援（学習支援）が必要とされていることから、改めて外国人へ本事業を周知し、日本語学習支援のサポートを強化します。</p> <p>5 国・都・特別区等の具体的な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 練馬区：台東区：区主催で日本語教室を開催 大田区：世田谷区・目黒区等：区主催で日本語教室立上げ支援講座を実施 墨田区：ひらがなネット株式会社、にほんごサークル「こんにちは！」で立上げ支援だけでなく様々な活動を実施 <p>6 事業実施により得られる効果・成果</p> <p>日本語サロンの1期増設により外国人と日本人が「やさしい日本語」で会話することで、お互いの文化・生活習慣等の学びを通じ、多文化共生と外国人の地域参画を推進します。また、令和3年度当初にも在住外国人世帯にチラシを配付したところ、チラシを見て基礎日本語教室や日本語サロンに参加する外国人が一定数いました。改めてチラシを配付することでより多くの外国人に日本語学習の機会を提供することができ、外国人の地域参画につなげることができそうです。</p> <p>7 事務事業評価結果</p> <p>レベルアップ：日本語サロンを増設することについて、外国人住民が習得した日本語を実践する場を強化することにより、多文化共生と外国人の地域参画を推進する機会の増加が期待できるため</p>																																							
8 要求内容					9 調整内容																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">レベルアップ分</td> </tr> <tr> <td>日本語サロン</td> <td>256</td> <td></td> </tr> <tr> <td>チラシ配付</td> <td>596</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">既存経費分</td> </tr> <tr> <td>地域で育む日本語学習支援プロジェクト実施業務</td> <td>27,826</td> <td>14,041</td> </tr> <tr> <td>やさしい日本語書換え支援システム保守業務</td> <td>225</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>28,903</td> <td>14,041</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	(うち特財)	レベルアップ分			日本語サロン	256		チラシ配付	596		既存経費分			地域で育む日本語学習支援プロジェクト実施業務	27,826	14,041	やさしい日本語書換え支援システム保守業務	225		要求額	28,903	14,041	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">調整額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>							項目	小計	(うち特財)	調整額				0	0
項目	小計	(うち特財)																																										
レベルアップ分																																												
日本語サロン	256																																											
チラシ配付	596																																											
既存経費分																																												
地域で育む日本語学習支援プロジェクト実施業務	27,826	14,041																																										
やさしい日本語書換え支援システム保守業務	225																																											
要求額	28,903	14,041																																										
項目	小計	(うち特財)																																										
調整額																																												
	0	0																																										
10 調整の考え方					<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>東京都地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業費補助金(補助率1/2又は2/3)</td> <td>14,041</td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> <td>14,862</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ~ 令和 年</td> <td>限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="2">日本語サロン実施経費256千円/年</td> </tr> </table>							財源内訳	国庫支出金			都支出金	東京都地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業費補助金(補助率1/2又は2/3)	14,041	その他特財			一般財源	-	14,862	債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト		日本語サロン実施経費256千円/年													
財源内訳	国庫支出金																																											
	都支出金	東京都地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業費補助金(補助率1/2又は2/3)	14,041																																									
	その他特財																																											
	一般財源	-	14,862																																									
債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額																																									
事業実施に伴う将来コスト		日本語サロン実施経費256千円/年																																										

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 生活福祉調整課
問合せ	自立支援担当 TEL:03-3578-2455

NO 105

(単位：千円)

1 事業名	ひきこもり支援施策事業	要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 18 関連計画	施策No. 4 港区地域保健福祉計画	施策名 低所得者等の生活の支援及び自立施策の充実																																	
2 事業説明文	ひきこもり当事者及びそのご家族が気軽に相談できる場所を提供するため、ひきこもりの相談窓口を創設します。																																							
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等				4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																																				
<p><レベルアップ分> 実態調査の結果を踏まえ、ひきこもりに関する相談窓口を新たに設置し、個別のアウトリーチにつなげます。</p> <p>【実施手法】 ひきこもり相談窓口の設置</p> <p>【対象】 ひきこもりの状態にあるもの及びその家族</p> <p>【実施時期】 令和6年4月～</p> <p>【場所・回数】 港区社会福祉協議会(仮)・随時</p> <p>【条件】 原則、港区内に住居登録があり、ひきこもり状態が概ね6か月以上続いている者及びその家族等</p>				<p><通常実施分(参考)> ひきこもり対策の推進に当たって区民ニーズを把握するため、調査を実施します。</p> <p>【実施手法】 書面及びオンライン回答による実態調査</p> <p>【対象】 無作為抽出による区内60,000世帯</p> <p>【実施時期】 令和5年7月～8月</p>				<p>令和5年度に実施したひきこもりに特化した実態調査（調査名称：社会参加に関する調査）の速報結果から、窓口の設置を求める意見が見られました。</p> <p>区では、港区生活・就労支援センターがひきこもりの相談窓口となっていますが、対象者は「生活に困窮する恐れのある方」のみです。また、港区生活・就労支援センターが設置されている場所が狭小である関係上、相談窓口数及び相談人員の増加することは困難となっており、新規で創設する必要があります。</p>																																
<p>■スケジュール 令和6年4月 窓口開設 5月 周知用ポスター掲示・配布 9月 講演会開催(予定)</p>				<p>■関連法令・備考など 経済財政運営と改革の基本方針（内閣府）</p>				5 国・都・特別区等の具体的な取組状況																																
				<p>都：ひきこもり専用機関「ひきこもりサポートネット」が相談業務実施 区：オンライン相談窓口開設済の区は5区。</p>																																				
				6 事業実施により得られる効果・成果																																				
				<p>相談窓口を新規創設することにより、ひきこもりに悩みの区民全員の相談受付が可能となり、相談をきっかけに相談世帯の状況把握やアウトリーチ支援へ繋げることができます。</p> <p>また、ひきこもりに至る要因は様々であるため、相談内容を手掛かりに区の今後の支援策検討への手掛かりになり得ます。</p>																																				
				7 事務事業評価結果																																				
				<p>レベルアップ：相談窓口を設置することについて、ひきこもりにお悩みの区民全員の相談受付が可能となり、相談世帯の状況把握やアウトリーチ支援、さらには相談内容を手掛かりとした支援策の検討が期待できるため。</p>																																				
8 要求内容				9 調整内容																																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベルアップ分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相談窓口等業務運営経費（人件費相当分9,481千円、事務経費2,053千円）</td> <td>11,534</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>職員手当(時間外勤務手当)</td> <td>1,144</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>周知用ポスター・チラシ印刷</td> <td>185</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他諸経費(旅費、書類作成用品、郵送料)</td> <td>209</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>既存経費分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひきこもり支援調整会議学識経験者謝礼等</td> <td>135</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">要求額</td> <td>13,207</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				項目	小計	(うち特財)	レベルアップ分			相談窓口等業務運営経費（人件費相当分9,481千円、事務経費2,053千円）	11,534	0	職員手当(時間外勤務手当)	1,144	0	周知用ポスター・チラシ印刷	185	0	その他諸経費(旅費、書類作成用品、郵送料)	209	0	既存経費分			ひきこもり支援調整会議学識経験者謝礼等	135	0	要求額	13,207	0	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				項目	小計	(うち特財)	調整額	0	0
項目	小計	(うち特財)																																						
レベルアップ分																																								
相談窓口等業務運営経費（人件費相当分9,481千円、事務経費2,053千円）	11,534	0																																						
職員手当(時間外勤務手当)	1,144	0																																						
周知用ポスター・チラシ印刷	185	0																																						
その他諸経費(旅費、書類作成用品、郵送料)	209	0																																						
既存経費分																																								
ひきこもり支援調整会議学識経験者謝礼等	135	0																																						
要求額	13,207	0																																						
項目	小計	(うち特財)																																						
調整額	0	0																																						
10 調整の考え方				<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">13,207</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ~ 令和 年</td> <td>限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="2">相談窓口運営経費等 13,072千円/年</td> </tr> </table>				財源内訳	国庫支出金			都支出金			その他特財			一般財源	-	13,207	債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト		相談窓口運営経費等 13,072千円/年													
財源内訳	国庫支出金																																							
	都支出金																																							
	その他特財																																							
	一般財源	-	13,207																																					
債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額																																					
事業実施に伴う将来コスト		相談窓口運営経費等 13,072千円/年																																						

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	総務部人事課
問合せ	人事係 TEL:03-3578-2109

NO	106
----	-----

(単位：千円)

1 事業名	人事管理<<港区職員における障害者活躍推進>>		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No.	26	施策No.	3	施策名	未来を切り拓く人材の育成と誰もが活躍する執行体制の整備																											
	関連計画	港区職員における障害者活躍推進計画					⑤ 多様な人がともに支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現																															
2 事業説明文	障害がある職員の活躍推進のため、専門職により運営する「キャリアチャレンジオフィス」を設置し、障害者雇用の推進及び職場定着を支援します。																																					
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等	<p><レベルアップ分> 障害がある職員（常勤職員）が意欲的に働き、キャリアを継続できる職場環境を整備するため、人事課内に新規採用の障害がある職員を一時的に育成する「（仮称）キャリアチャレンジオフィス」を設置し、障害者雇用の推進及び職場定着を支援します。 【内容】 キャリアチャレンジオフィスでは、専門職（業務委託）と人事課が連携し、個々の育成プログラムを構築・実施します。採用から3か月間を目安として、人事課の執務室にて実務・研修を通じ、障害特性の正確な把握（長所・短所面）と、区職員に必要な基礎的な知識・スキルの習得を目指します。また、キャリアチャレンジオフィスでの勤務状況や人材育成のポイント等を専門職の意見を所属にフィードバックし、継続した能力伸長と職場定着を推進します。 【実施手法】 業務委託 【対象】 障害者採用者（入区後4年程度の者）のうち、配慮を要する者 【実施時期】 令和6年4月から</p> <p><通常実施分（参考）> 職員の採用・退職、昇任選考の実施に関する事務を実施しています。 【実施手法】 入区式・退職発令式の実施 昇任選考の実施 【対象】 区職員 【実施時期】 通年</p>					<p>4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら） 区では、令和3年3月に策定した「港区職員における障害者活躍推進計画」（以下「計画」といいます。）に基づき、障害者雇用の推進と障害特性や個性に応じたキャリア形成に取り組んでいます。本計画で定める障害者雇用率（目標値3%）及び採用1年度の定着率（目標値100%）の達成に当たっては、障害がある職員の能力や障害特性に応じたOJTや業務の割振りを行いながら人材育成と職場定着を進めていくことが課題です。また、法改正（令和6年4月1日施行）により法定の障害者雇用率が引き上げられること（令和5年度：2.6%→令和8年7月：3.0%（経過措置2年間））を踏まえ、令和6年度、7年度で合計13名程度の採用を見込んでいます。</p> <p>5 国・都・特別区等の具体的な取組状況 都：障害者を非常勤職員として雇用し、軽作業に従事する「東京チャレンジオフィス」を設置しています。また、知的障害者を対象とする非常勤職員を事務補助・軽作業に従事する「オフィスサポーター」として採用しており、選考を経て常勤職員へステップアップできる枠組みがあります。 区：常勤職員を対象として実施している類似事業はありません。</p> <p>6 事業実施により得られる効果・成果 キャリアチャレンジオフィスにおいて障害がある職員の人材育成及び定着支援を実施することで、障害がある職員の継続雇用と働きやすさの満足度を向上し、計画で定める目標（障害者雇用率及び定着率）の達成を目指します。また、多様性が尊重され、職員一人ひとりが持てる意欲・能力を引き出すことのできる組織を実現します。</p> <p>7 事務事業評価結果 レベルアップ：障害のある職員に対する支援員を配置することについて、障害のある職員の人材育成及び定着支援をすることで継続雇用につながることも、障害者にとって働きやすい職場となることで、多様性が尊重され、職員一人ひとりが持てる意欲・能力を引き出すことのできる組織の実現が期待できるため。</p>																																
■スケジュール	令和6年4月 カリアチャレンジオフィスの開設 ～6月 障害特性の把握、基礎的な知識・スキルの取得 配置先職場においてOJTを実施		■関連法令・備考など 障害者の雇用の促進等に関する法律																																			
8 要求内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベルアップ分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港区キャリアチャレンジオフィス運営</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既存経費分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者雇用推進チーム会議外部有識者謝礼（@10,500円×2回×1人=21,000円）</td> <td>21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他経費（採用退職・昇任選考関係）</td> <td>5,352</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>5,873</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	（うち特財）	レベルアップ分			港区キャリアチャレンジオフィス運営	500		既存経費分			障害者雇用推進チーム会議外部有識者謝礼（@10,500円×2回×1人=21,000円）	21		その他経費（採用退職・昇任選考関係）	5,352		要求額	5,873	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>						項目	小計	（うち特財）	調整額	0	0
項目	小計	（うち特財）																																				
レベルアップ分																																						
港区キャリアチャレンジオフィス運営	500																																					
既存経費分																																						
障害者雇用推進チーム会議外部有識者謝礼（@10,500円×2回×1人=21,000円）	21																																					
その他経費（採用退職・昇任選考関係）	5,352																																					
要求額	5,873	0																																				
項目	小計	（うち特財）																																				
調整額	0	0																																				
10 調整の考え方	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> <td>5,873</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ～ 令和 年</td> <td>限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="2">港区キャリアチャレンジオフィス運営経費500千円/年</td> </tr> </table>					財源内訳	国庫支出金			都支出金			その他特財			一般財源	-	5,873	債務負担行為		令和 年 ～ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト		港区キャリアチャレンジオフィス運営経費500千円/年													
財源内訳	国庫支出金																																					
	都支出金																																					
	その他特財																																					
	一般財源	-	5,873																																			
債務負担行為		令和 年 ～ 令和 年	限度額																																			
事業実施に伴う将来コスト		港区キャリアチャレンジオフィス運営経費500千円/年																																				

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	企画経営部区長室
問合せ	広報係 TEL:03-3578-2038

NO	107
----	-----

(単位：千円)

1 事業名	SNS情報発信事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 24 関連計画 港区DX推進計画	施策No. 3	施策名 多様な暮らしを支える区政情報の発信
2 事業説明文	多数な対象者に広く効率的に区政情報を発信するため、視認性の高いショート動画や静止画等を制作し、SNSを活用した情報発信を強化します。							
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等	<p><レベルアップ分></p> <p>①区政情報等のショート動画（1分程度の短尺）の制作 専門業者により、ニュース動画（12本）、アニメーション動画（12本）、インフォグラフィック動画（2本）、PR動画・インタビュー等（8本）を制作し、区公式SNS、YouTube等の動画広告で発信します。 ※区公式SNS YouTube、X（旧Twitter）、Facebook、LINE</p> <p>②区公式SNSの運用支援 専門業者により、質の高い区オリジナルの画像及び魅力的な短文メッセージをそれぞれ月20件ずつ制作（著作権は区に帰属）し、区公式SNSで発信します。なお、委託による制作は2年間を予定しており、この間に、広報戦略支援員による研修等により、職員自らによる発信の知識を蓄積します。</p> <p>③画像・動画編集用ソフトウェアの購入 画像・動画編集用のソフトウェア（アドビ社製「クリエイティブクラウド」）を購入し、区公式SNSでの効果的な発信に向けて、職員自らが画像や動画を編集できる環境を整備します。</p> <p>■スケジュール 令和6年4月 広報動画制作業務開始 SNS運用支援業務開始 SNS及びWeb広告を活用した業務開始</p> <p>■関連法令・備考など 港区SNS運用基準</p>				<p>4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）</p> <p>①近年、スマートフォン等により短時間で情報を得られるショート動画が、手軽で魅力的なコンテンツとして好まれています。令和4年度から広報番組を20分から5分に改編し、ケーブルテレビやYouTubeに加え、X（旧Twitter）でも配信してきましたが、広報番組は編集期間を要し、タイムリーな情報を収集するSNSには適さない点も多いことから、SNS配信に特化した訴求力のあるショート動画を活用した情報発信が必要です。</p> <p>②・③令和4年度からSNS広告の手法を取り入れ、各部Xの投稿スキルの底上げにも取り組んできました。情報があふれるSNS上で、区の情報に目を留めるため、視認性の高い画像や親しみやすい投稿等による質の高い情報発信が不可欠です。</p> <p>5 国・都・特別区等の具体的な取組状況</p> <p>【動画制作】 都：東京都公式動画チャンネル「東京動画」で、都政情報やニュースなどを配信 特別区等：千代田区、墨田区、台東区、世田谷区、杉並区でYouTube配信用の動画を作成 【SNS運用支援】 都：デジタルマーケティングやクリエイティブ領域の経験等を持つ民間人材を複数人雇用 特別区等：渋谷区が今年度にSNS管理運用業務委託開始。神戸市では広報媒体全般の制作業務委託を実施</p> <p>6 事業実施により得られる効果・成果</p> <p>①ショート動画は、制作期間が短くタイムリーな情報発信が可能となり、SNSを利用している幅広い世代（主に60歳代以下）にアプローチができ、区の情報が届きにくい若年層にも高い効果が期待できます。</p> <p>②コンテンツの質の向上により、SNSを通じて、区政への関心や地域への愛着を持ってもらえます。</p> <p>③職員が投稿文及び画像制作にかかる時間（約1.5h）を削減、業務を効率化できます。（1.5h×20投稿×12月=360h削減）</p> <p>7 事務事業評価結果</p> <p>レベルアップ：各映像媒体の強みを生かした内容の差別化及び配信先の選別を行うことは多くの方々へ情報を効果的に届けることにつながるなかで、SNSを通じた広報を強化することは現状の情報発信では情報が届きづらい層に対する対策となり、区政への更なる関心や地域への愛着及び興味の醸成が期待できるため。</p>			
8 要求内容								
	項目	小計	（うち特財）					
レベルアップ分								
	①広報動画制作経費	21,309						
	②SNS運用支援経費	10,890						
	③画像・動画編集用ソフトウェア	116						
既存経費分								
	SNS及びWeb広告を活用した港区の情報発信経費	9,075						
	要求額	41,390	0		調整額 0 0			
10 調整の考え方								
	財源内訳	国庫支出金						
		都支出金						
		その他特財						
		一般財源			-			
	債務負担行為		令和	年	～	令和	年	限度額
事業実施に伴う将来コスト	①広報動画制作業務委託 21,309千円（うち特財0千円）／年 ②SNS運用支援業務委託 10,890千円（うち特財0千円）／年 ※令和8年度から0千円 ③画像・動画編集用ソフトウェア 116千円（うち特財0千円）／年							

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	企画経営部デジタル改革担当
問合せ	デジタル改革担当 TEL:03-3578-2855

NO	108
----	-----

(単位：千円)

1 事業名	デジタル社会の実現に向けたDX推進		要求区分	レベラアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 24 関連計画 港区DX推進計画	施策No. 1	施策名 質の高い行政サービスを提供できる環境の整備																																												
2 事業説明文	区全体のDXを更に推進し、デジタル社会に対応した区政運営を実現するため、電子申請データ管理のためのシステム導入、DX推進リーダー向け研修の充実に取り組みます。																																																			
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等	<p><レベラアップ分></p> <p>①電子申請データ管理のためのシステム導入 【新規】 行政手続のオンライン化率100%の達成を見据え、職員の業務効率や区民の利便性を向上させるため、オンライン申請受付後のバックヤード業務（一元化や申請の処理状況の進捗管理を実施）を効率化する「電子申請統合受付システム」を導入します。</p> <p>②汎用タブレット（iPad）の増設 【拡充】 区民サービス向上や業務効率化のため、iPadを100台増設し、各部や施設に配備します（各課2台固定配備）。導入する機器はモバイル通信機能が搭載されており、庁舎内外で、有料アプリやウェブ会議を利用できる環境を整備します（庁内LAN接続なし）。</p> <p>③「DX推進リーダー」育成研修の充実 【拡充】 令和5年度から開始した「DX推進リーダー」育成研修について、内容を充実するため、以下のツールを導入します。 ・ノーコード・ローコードツール（プログラミングせずにアプリが作成できるツール）：200人分。対象はDXリーダーや支援希望部署等 ・文書作成用PC等からe-Learningが利用できるサービス：250人分。対象はDXリーダーや希望者など ※9月開始の「GovTech東京」で共同化するサービスに含む。</p> <p>■スケジュール ①令和6年10月運用開始 ②令和6年8月配備 ③e-Learning：令和6年4月運用開始 ノーコード・ローコードツール：令和6年8月運用開始</p>				<p><通常実施分（参考）> 庁内外を問わず、デジタル技術を活用した取組やサービスを実施するために必要な経費を計上しています。</p> <p>【主な取組等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●業務効率化・適正化のためのツール <ul style="list-style-type: none"> ・汎用タブレット端末（iPad）※既存分100台（支所70台+本庁貸出用30台） ・マニュアル作成支援ツール ・オンライン校正ツール ●区民サービス向上・行政デジタル化のためのツール <ul style="list-style-type: none"> ・LINE電子申請 ・マイナポータル活用 ●デジタル化支援・リテラシー向上のための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・DX推進リーダー研修 ・DX推進アドバイザー委託 <p>■関連法令・備考など ・港区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</p>																																															
4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）	<p>①オンライン化実施に当たり、複数のサービスを使い分ける必要が生じています。オンライン申請数が増加（R3：258,417件⇒R4：307,910件）したことに伴い、管理の煩雑さが業務の効率化・適正化を阻害する要因となっています。</p> <p>②令和5年度に試行導入したiPadについて、利用者16人からのアンケート（区民サービスや業務効率化等に効果があったと回答した職員の割合：100%）を踏まえて、より多くの職員が利用しやすい環境整備が必要です。</p> <p>③令和5年度から開始したDX推進リーダー育成研修において、東京都等が提供している無料のDXコンテンツを利用していますが、内容や視聴期間等をカスタマイズすることができないため、効果が限定的となっています。</p>																																																			
5 国・都・特別区等の具体的な取組状況	<p>①都：同様の取組は実施していません。特別区：同様の取組は実施していません。</p> <p>②都：同様の取組は実施していません。特別区：同様の取組は実施していません。</p> <p>③都・特別区：9月から事業を開始する「GovTech東京」の共同化するサービスの1つに「e-Learning（DXコンテンツ）」が含まれており、スケールメリットを生かした利用が可能となる予定です。</p>																																																			
6 事業実施により得られる効果・成果	<p>①申請データのダウンロードや進捗管理に必要な時間が1手続当たり最大20分削減可能となります。</p> <p>②各部や施設への配備により、説明会等における資料のデジタル化や、オンライン研修会への参加、区民等とのオンライン面談等が容易に可能となり、事務効率化や区民サービスが向上します。</p> <p>③生成AI等先端技術に関する知識の早期習得によるリテラシーの向上のほか、簡易に業務用アプリが作成できることで、事務効率化・適正化が望めます。</p>																																																			
7 事務事業評価結果	<p>レベラアップ：電子申請データ管理のためのシステムを導入することなどについて、港区におけるDXの推進につながり、区民サービスの向上や職員の業務効率化が期待できるため。</p>																																																			
8 要求内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th colspan="2">(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベラアップ分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①電子申請統合受付システム導入経費</td> <td>9,583</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②汎用タブレット追加導入経費</td> <td>17,551</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ノーコード・ローコードツール導入経費</td> <td>5,408</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④DX推進リーダー育成研修用e-Learning経費</td> <td>7,425</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>既存経費分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種システム保守経費</td> <td>77,272</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>117,239</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				項目	小計	(うち特財)		レベラアップ分				①電子申請統合受付システム導入経費	9,583			②汎用タブレット追加導入経費	17,551			③ノーコード・ローコードツール導入経費	5,408			④DX推進リーダー育成研修用e-Learning経費	7,425			既存経費分				各種システム保守経費	77,272			要求額	117,239	0	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th colspan="2">(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				項目	小計	(うち特財)		調整額	0	0	0
項目	小計	(うち特財)																																																		
レベラアップ分																																																				
①電子申請統合受付システム導入経費	9,583																																																			
②汎用タブレット追加導入経費	17,551																																																			
③ノーコード・ローコードツール導入経費	5,408																																																			
④DX推進リーダー育成研修用e-Learning経費	7,425																																																			
既存経費分																																																				
各種システム保守経費	77,272																																																			
要求額	117,239	0	0																																																	
項目	小計	(うち特財)																																																		
調整額	0	0	0																																																	
10 調整の考え方	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> <td>117,239</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ~ 令和 年</td> <td>限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="2">計 46,823千円/年（内訳は下記のとおり） 電子申請統合受付システム保守 10,120千円 / 汎用タブレット追加保守 24,420千円 DX推進リーダーe-Learning経費 7,425千円 / ノーコード・ローコード経費 4,858千円</td> </tr> </table>				財源内訳	国庫支出金			都支出金			その他特財			一般財源	-	117,239	債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト		計 46,823千円/年（内訳は下記のとおり） 電子申請統合受付システム保守 10,120千円 / 汎用タブレット追加保守 24,420千円 DX推進リーダーe-Learning経費 7,425千円 / ノーコード・ローコード経費 4,858千円																												
財源内訳	国庫支出金																																																			
	都支出金																																																			
	その他特財																																																			
	一般財源	-	117,239																																																	
債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額																																																	
事業実施に伴う将来コスト		計 46,823千円/年（内訳は下記のとおり） 電子申請統合受付システム保守 10,120千円 / 汎用タブレット追加保守 24,420千円 DX推進リーダーe-Learning経費 7,425千円 / ノーコード・ローコード経費 4,858千円																																																		

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	企画経営部デジタル改革担当
問合せ	デジタル改革担当 TEL:03-3578-2855

NO 109

(単位：千円)

1 事業名	AI・RPAによる業務効率化の推進		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 26	施策No. 1	施策名	効果的・効率的な行政経営の推進																								
						関連計画	港区DX推進計画																										
⑦ 区民サービスを飛躍的に向上する「港区版DX」の加速化																																	
2 事業説明文	業務の効率化や事務処理適正化を推進し、働きやすい職場づくりを実現するため、生成AIの技術を活用したデジタルサービスを導入します。																																
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																												
<p><レベルアップ分> 職員の業務効率化・適正化を強力に推進するため、生成AIを活用したデジタルサービスを導入します。 令和5年度からウェブ閲覧環境で活用を開始しているチャットGPTは、テキストスタイルの文章作成に特化した生成AIであり、令和6年度導入予定の「Microsoft365 Copilot」は、Microsoft社製のエクセルやパワーポイントとも連携可能で、文章作成以外の用途に活用可能な生成AIです。</p> <p>【実施手法】 業務支援AI「Microsoft365 Copilot」の導入 【対象】 計900名（希望する部署や職員を確認の上、活用） 【実施時期】 令和6年10月</p> <p>■スケジュール R6.4月～ 構築開始 R6.5月～ 運用検討 R6.9月～ 試験運用（特定部署のみ） R6.10月～ 本格運用</p>					<p><通常実施分（参考）> AI、RPAなどの最新のICTを活用したシステム環境を整備し、業務の効率化及び区民サービスの向上を推進します。</p> <p>【主な取組等】 ・RPA ・AI-OCR ・庁内向けAIチャットボット</p>					<p>日常業務において、文書作成や校正、情報の集約、要約を行う場合、職員が手作業で実施しており、多くの時間と労力を要しています。また、データの集計や加工など、本来機械的に判別、処理が可能な作業についても、計算式やマクロの作成に時間を要し、必要なデータを算出しています。これらの作業に時間を要していることから、企画立案や政策形成など、人間にしかできない創造的な業務に集中できないという弊害があります。</p>																							
					5 国・都・特別区等の具体的な取組状況																												
					都：令和5年8月から業務に生成AIを活用 特別区：江戸川区が令和5年7月から業務に生成AIを活用																												
					6 事業実施により得られる効果・成果																												
					Word文書から要約スライド（PowerPoint）を作成する業務を想定した場合 従来：1時間～3時間程度 Copilot：1分（+微修正15分程度）として 年間1000スライド作成した場合、最大2750時間の削減につながります。																												
					7 事務事業評価結果																												
					レベルアップ：生成AIの技術を活用する各種デジタルサービスを導入することについて、日常のルーティン業務や企画立案が補助されることにより、効率的な区政運営の実現が期待できるため。																												
8 要求内容					9 調整内容																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベルアップ分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>「Microsoft365 Copilot」ライセンス経費（@4,500×900ライセンス×12月×1.1）</td> <td>53,460</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既存経費分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種システム保守経費</td> <td>45,073</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>98,533</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	（うち特財）	レベルアップ分			「Microsoft365 Copilot」ライセンス経費（@4,500×900ライセンス×12月×1.1）	53,460		既存経費分			各種システム保守経費	45,073		要求額	98,533	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	（うち特財）	調整額	0	0
項目	小計	（うち特財）																															
レベルアップ分																																	
「Microsoft365 Copilot」ライセンス経費（@4,500×900ライセンス×12月×1.1）	53,460																																
既存経費分																																	
各種システム保守経費	45,073																																
要求額	98,533	0																															
項目	小計	（うち特財）																															
調整額	0	0																															
10 調整の考え方					<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> <td>98,533</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ~ 令和 年</td> <td>限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="3">ライセンス経費 53,460千円（うち特財0千円）/年</td> </tr> </table>					財源内訳	国庫支出金			都支出金			その他特財			一般財源	-	98,533	債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト		ライセンス経費 53,460千円（うち特財0千円）/年				
財源内訳	国庫支出金																																
	都支出金																																
	その他特財																																
	一般財源	-	98,533																														
債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額																														
事業実施に伴う将来コスト		ライセンス経費 53,460千円（うち特財0千円）/年																															

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課
問合せ	高齢者福祉係 TEL:03-3578-2391

NO	110
----	-----

(単位：千円)

1 事業名	高齢者デジタルデバйд解消事業		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No. 19 関連計画	19	施策No. 1	施策名	心豊かで健康な生活への支援 港区地域保健福祉計画 ⑦ 区民サービスを飛躍的に向上する「港区版DX」の加速化																															
2 事業説明文	高齢者のスマートフォン利用の定着化・習慣化やスマホを活用したいいきがづくりの支援のため、デジタル活用支援員相談窓口の実施体制を拡大します。																																								
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等	<p><レベルアップ分> 各地区1か所設置しているデジタル活用支援員相談窓口を各地区2か所に拡大します。 【実施手法】 業務委託により相談員を配置します。 【対象】 区民 【実施時期】 令和6年4月1日から 【場所・回数】 地区ごとに2か所及び台場地域に1か所、計11か所 会場ごとに原則として週3日（午前・午後）開設 【条件】 区民である以外は、特になし。 【費用】 無料</p>				<p><通常実施分（参考）> 各地区1か所及び台場地域に1か所の計6か所に相談窓口を設置 【実施手法】 <レベルアップ分>と同じ 【対象】 <レベルアップ分>と同じ 【実施時期】 令和4年4月1日開始 （令和3年6月から令和4年3月までは、情報政策課事業で実施）</p>				4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）		5 国・都・特別区等の具体的な取組状況																														
<p>■スケジュール 令和6年4月 実施体制を拡大し、実施</p>				<p>■関連法令・備考など デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）</p>				<p>区では、利便性が高い区民サービスを提供するため、ICT化を進めてきましたが、高齢者が情報通信機器を活用できないことで、区の提供するオンラインサービスを受けられない状況が、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種予約時に顕在化しました。高齢者がデジタル社会に取り残されないよう取り組むため、令和4～5年度において、スマートフォンを所有していない高齢者を対象に、スマートフォンの無料貸出と活用講習会をセットにしたスマートフォン普及体験事業を実施し、これまで460人以上の高齢者の参加がありました。並行して、スマートフォンの活用支援のため設置したデジタル活用支援員の相談窓口は、令和5年度第1四半期において令和4年度相談件数とほぼ同規模の実績であることや、相談者の約7割がリピーターであることなどから、高いニーズが伺えます。</p>		<p>国：「デジタル活用支援推進事業」として、携帯キャリアの店頭等で、スマートフォンの基本的な利用方法に関する講習会を無料開催 都：「高齢者QOL向上のためのデジタル活用支援事業」として、区市町村と連携し、定期的又は常設のスマホ相談会やスマホの相談を通じた交流の場の設置を進めています。 区：23区内でも定期的又は常設の相談窓口を設置している自治体が増えてきています。</p>																															
6 事業実施により得られる効果・成果				7 事務事業評価結果				8 要求内容		9 調整内容																															
<p>情報通信機器の操作、利用に不慣れな高齢者に向け、スマートフォンの利便性を伝え、活用のための支援を強化することで、スマートフォンの普及を進め、生活の質の向上を図るとともに社会参加の促進に繋がります。</p>				<p>レベルアップ：事業開始後の取組状況や社会状況を踏まえ、ニーズの高い取組を集中的に実施することで、高齢者のデジタルデバйд解消を通じた生活の質の向上や社会参加の促進が期待できるため。</p>				<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベルアップ分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相談窓口の増設、開設回数の拡大分 @26,500×66日※×12月</td> <td>20,988</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>※（5地区×1会場×3日×4週）+（台場地域1会場×1.5日×4週）=66日が拡大分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>既存経費分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>印刷製本費（事業周知用チラシ等）</td> <td>264</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>既存設置相談窓口運営費用等</td> <td>27,775</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>49,027</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		項目	小計	(うち特財)	レベルアップ分			相談窓口の増設、開設回数の拡大分 @26,500×66日※×12月	20,988	0	※（5地区×1会場×3日×4週）+（台場地域1会場×1.5日×4週）=66日が拡大分			既存経費分			印刷製本費（事業周知用チラシ等）	264	0	既存設置相談窓口運営費用等	27,775	0	要求額	49,027	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>(うち特財)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		項目	小計	(うち特財)	調整額	0	0
項目	小計	(うち特財)																																							
レベルアップ分																																									
相談窓口の増設、開設回数の拡大分 @26,500×66日※×12月	20,988	0																																							
※（5地区×1会場×3日×4週）+（台場地域1会場×1.5日×4週）=66日が拡大分																																									
既存経費分																																									
印刷製本費（事業周知用チラシ等）	264	0																																							
既存設置相談窓口運営費用等	27,775	0																																							
要求額	49,027	0																																							
項目	小計	(うち特財)																																							
調整額	0	0																																							
10 調整の考え方				<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>債務負担行為</td> <td>令和 年 ～ 令和 年</td> <td>限度額</td> </tr> <tr> <td>事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="2">相談窓口運営経費（レベルアップ分） 20,988千円/年</td> </tr> </table>		財源内訳	国庫支出金		都支出金		その他特財		一般財源	-	債務負担行為	令和 年 ～ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト	相談窓口運営経費（レベルアップ分） 20,988千円/年																						
財源内訳	国庫支出金																																								
	都支出金																																								
	その他特財																																								
	一般財源	-																																							
債務負担行為	令和 年 ～ 令和 年	限度額																																							
事業実施に伴う将来コスト	相談窓口運営経費（レベルアップ分） 20,988千円/年																																								

令和6年度予算要求事業概要書



所管課	産業・地域振興支援部 税務課
問合せ	納税促進係 TEL:03-3578-2615

NO 111

(単位：千円)

1 事業名	港区納税案内センター運営		要求区分	レベルアップ	港区基本計画 令和5年度改定版	政策No.	24	施策No.	2	施策名	便利な区民生活を実現する情報化の推進																														
	関連計画	⑦ 区民サービスを飛躍的に向上する「港区版DX」の加速化																																							
2 事業説明文	区税収入の徴収率向上実現のため、納税案内センターの業務内容を拡充します。																																								
3 事業内容、実施手法、スケジュール、関連法令等					4 経緯、背景、現状課題等（根拠データや区民ニーズも含めながら）																																				
<p><レベルアップ分> 港区納税案内センター運営 ・受電対応・返電対応（架電・SMS・AI） ・問合せ対応 ・金融機関からの納付連絡と結果入力 ・納付書の発行 ・調査回答の入力、読み込み、保管</p> <p>AI架電による納税勧奨業務委託 ・多言語（英・中・韓）対応 【対象】 特別区民税・都民税未納者 【実施時期】 令和6年4月</p>					<p><通常実施分（参考）> 港区納税案内センター運営 ・当年度の未納者に対する電話勧奨（SMSを含む） ・納付書の再発行 ・電話番号調査 ・口座振替勧奨 ・納税案内文書の発行 ・英語通訳対応</p> <p>AI架電による納税勧奨業務委託 ・日本語対応のみ</p>							<p>これまでシステムの導入や、組織体制の工夫、事務の効率化などを行い、徴収率の向上に努めてきました。令和3年度決算数値では現年徴収率99.08%、滞納繰越徴収率39.69%と、過去最高の実績をあげたところです。しかし、現状はまだ作業的な業務に、職員は多くの時間を費やしています。徴収率の向上は、区の歳入確保の点からも、納税者の公平性を確保する観点からも重要です。</p>																													
					5 国・都・特別区等の具体的な取組状況																																				
					<p>民間委託の内容を広げることで、徴収率向上を図る自治体は増加しています。 宮城県仙台市、神奈川県伊勢原市、東京都東大和市など</p>																																				
					6 事業実施により得られる効果・成果																																				
					<p>公権力の行使による債権回収（滞納処分や納税交渉等）に職員が専念することで、滞納繰越徴収率の向上が図れます。業務内容の拡充することにより、職員体制の見直しを行うことができます。</p>																																				
					7 事務事業評価結果																																				
<p>■スケジュール 令和6年4月に事業開始</p>					<p>■関連法令・備考など 地方税法・港区特別区税条例</p>							<p>レベルアップ：AI架電による電話勧奨業務を多言語化対応することについて、職員が職員にしかできない債権回収により専念でき、区税徴収率の向上が期待できるため</p>																													
8 要求内容					9 調整内容																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">レベルアップ分</td> </tr> <tr> <td>港区納税案内センター運営業務</td> <td>8,723</td> <td></td> </tr> <tr> <td>AI架電による電話勧奨業務（多言語対応）（1,100,000×1式×1.1=1,210,000）</td> <td>1,210</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">既存経費分</td> </tr> <tr> <td>港区納税案内センター運営業務 @12,926,000円×1式×1.1=14,218,600円</td> <td>14,219</td> <td></td> </tr> <tr> <td>AI架電による電話勧奨業務 @3,444,900円×1式×1.1=3,679,390円</td> <td>3,679</td> <td></td> </tr> <tr> <td>要求額</td> <td>27,831</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					項目	小計	（うち特財）	レベルアップ分			港区納税案内センター運営業務	8,723		AI架電による電話勧奨業務（多言語対応）（1,100,000×1式×1.1=1,210,000）	1,210		既存経費分			港区納税案内センター運営業務 @12,926,000円×1式×1.1=14,218,600円	14,219		AI架電による電話勧奨業務 @3,444,900円×1式×1.1=3,679,390円	3,679		要求額	27,831	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>小計</th> <th>（うち特財）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整額</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>							項目	小計	（うち特財）	調整額	0	0
項目	小計	（うち特財）																																							
レベルアップ分																																									
港区納税案内センター運営業務	8,723																																								
AI架電による電話勧奨業務（多言語対応）（1,100,000×1式×1.1=1,210,000）	1,210																																								
既存経費分																																									
港区納税案内センター運営業務 @12,926,000円×1式×1.1=14,218,600円	14,219																																								
AI架電による電話勧奨業務 @3,444,900円×1式×1.1=3,679,390円	3,679																																								
要求額	27,831	0																																							
項目	小計	（うち特財）																																							
調整額	0	0																																							
10 調整の考え方					<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">財源内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>-</td> <td>27,831</td> </tr> <tr> <td colspan="2">債務負担行為</td> <td>令和 年 ~ 令和 年</td> <td>限度額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業実施に伴う将来コスト</td> <td colspan="2">レベルアップ分 9,933千円/年 （内訳）港区納税案内センター運営8,723千円/年、AI架電による電話勧奨業務（多言語対応）1,210千円/年</td> </tr> </table>							財源内訳	国庫支出金			都支出金			その他特財			一般財源	-	27,831	債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額	事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 9,933千円/年 （内訳）港区納税案内センター運営8,723千円/年、AI架電による電話勧奨業務（多言語対応）1,210千円/年										
財源内訳	国庫支出金																																								
	都支出金																																								
	その他特財																																								
	一般財源	-	27,831																																						
債務負担行為		令和 年 ~ 令和 年	限度額																																						
事業実施に伴う将来コスト		レベルアップ分 9,933千円/年 （内訳）港区納税案内センター運営8,723千円/年、AI架電による電話勧奨業務（多言語対応）1,210千円/年																																							